

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和元年12月5日（第1日目）

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから、令和元年平泉町議会定例会12月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸報告を行います。

はじめに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会12月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、監査委員から令和元年8月分から10月分までの現金出納検査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会12月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、定例会9月会議以降の報告事項について、お手元に配付したとおりですのでご了承願います。

次に、代表監査委員から、10月31日開催の全国町村監査委員協議会主催の町村監査委員功労者表彰式において、本町議選監査委員の佐々木雄一氏が町村監査功労表彰を受賞した旨、報告がありましたので、お手元に写しを配付しておりますのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合等議会議員からの報告を行います。

はじめに、一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

5番、真竈光幸です。

一関地区広域行政組合議会の報告をいたします。

第40回一関地区広域行政組合議会の定例会が令和元年10月11日、一関市役所におきまして行われたところであります。

23ページの裏をお開きをいただきたいと思います。

付議事件といたしまして、認定第1号、平成30年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定をされました。資料といたしまして、収支決算書、24ページから40ページまでを参照いただきたいと思います。

続きまして、認定第2号、平成30年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この件につきましても原案のとおり認定をさせていただきます。41ページの裏がその旨であります。42ページから77ページまでの決算書がつけてございますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第9号であります。78ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）であります。この件につきましても原案のとおり可決をされました。事項別明細につきましては79ページから80ページの裏におきまして添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第10号、令和元年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。81ページをお開きをいただきたいと思います。

これにつきましても原案のとおり可決をいたしました。事項別明細につきましては83ページから86ページの裏までつけてございますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第11号、87ページであります。あっせんの申立てについてでございます。これにつきましても原案のとおり可決をいたしました。裏面に参考資料として添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

報告事項といたしまして、88ページになりますが、主要な施策の成果に関する報告書、88ページから101ページまで添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、一関地区広域行政組合の報告を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで一関地区広域行政組合議会の報告を終わります。

次に、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

11番、寺崎敏子です。

それでは、諸報告の102ページをお開き願います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会について、その概要を報告いたします。

令和元年12月5日、平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

岩手県後期高齢者医療広域連合議員、寺崎敏子。

102ページの裏をお開きください。

令和元年10月岩手県後期高齢者医療広域連合議会の臨時会の報告を行います。

期日としましては、令和元年10月28日、岩手県自治会館において開催されました。

付議事件は記載のとおり2件、原案のとおり承認されました。

詳細につきましては、103ページから104ページに添付しておりますので、お目通しいただきます。

続きまして、令和元年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を行います。

期日、11月19日、岩手県自治会館において開催されました。

付議事件は、平成30年度一般会計、特別会計の承認案件2件、条例の制定の議案4件、補正案件2件、合計8件は、全て原案のとおり承認、可決されました。

詳細につきましては、105ページから173ページに議案書、平成30年度歳入歳出決算書、決算審査意見書及び主要施策成果報告書の写しを添付しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

以上で、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

これで一部事務組合等議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

まずは行政報告に入る前に、過日、議長のほうからもご報告がありました、全国監査委員協議会の受賞を受けられました佐々木雄一監査委員さんに心からお祝いを申し上げたいというふうに思っております。今後ともなお一層のご尽力とご支援を賜りたいというふうに思っております。改めまして、心からお祝いを申し上げたいと思います。

それでは、行政報告に入らせていただきます。

9月15日になります。平泉町敬老会が開催されております。多くの方々にご支援とご協力をいただきながら、多くの方々にご出席をいただきました。まことにありがとうございます。

9月22日になります。道の駅高田松原・東日本大震災津波伝承館オープン式典が開催されております。

9月26日になります。ふるさと名物応援宣言をさせていただきました。その記念セレモニーが行われております。

9月29日になります。中尊寺通りのホコ天まつりが開催されております。第4回というふうになります。

10月4日、企業ネットワークいわて2019が東京で開催されております。

10月16日、高齢者の交通事故防止推進ライト早め点灯運動が、交通安全関係の皆様方のお力添えをいただきまして、高館橋付近で街頭での運動をさせていただいたところであります。

10月23日になります。平泉町総合教育会議が開催されております。

10月24日、高齢者を交通事故から守るための署名等の提出が、交通安全母の会よりしていただきました。3,724名にも上る多くの方々に参加していただきました。交通安全のさらなる推進を誓ったところであります。今後とも、皆様方においてもお力添えを賜りたいというふうに思っております。

11月2日、ひらいずみ芸術文化祭が開会されております。と同時に、伝統的工芸品月間国民会議全国大会が本県で行われまして、盛岡市会場でその大会の開会がされたところであります。

11月3日になります。町勢功労者表彰式、そして11月3日、同じ日ですが、ひらいずみ産業まつりの開会式が行われております。

11月8日、オープンファクトリー五感市オープニングセレモニーが行われております。11月8日より4日間開催されたところであります。当町からも2業者が参加され、全体では23業者が参加されたところであります。昨年は1,800人を超える方々にご来場いただきましたが、今回はその2倍以上の3,900人以上の多くの方々にご参加をいただき、大盛況の五感市であります。東北では最初の五感市の取り組みであります。

11月21、22日、栃木県日光市で世界遺産サミットが開催されております。

11月27日になります。12区いきいき百歳体操200回記念お祝いの会にご案内をいただいたところであります。平成24年に長島の21区行政区、そして12区行政区が一番最初の取り組みをしたときであります。それから現在、16行政区で百歳体操は取り組んでいただいているところであります。元気なお年寄りをさらに元気にしていただくための百歳体操であります。

12月2日になります。平泉町交通安全運動推進町民大会が開催されております。と同時に、交通安全コンクールの表彰もその席でしたところであります。今後ともなお一層の交通安全に対するお力添えをお願いしたいというふうに思っております。

12月3日になります。県南広域振興局長との当町との懇談ということになります。特に岩手県の来年の、今後ですね、取り組む方針等々も踏まえながら、町のさまざまな課題について直接懇談をさせていただいたところであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、阿部圭二議員及び4番、三枚山光裕議員を指名します。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会12月会議の会議期間は、本日から12月12日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から12月12日までの8日間に決定しました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

---

議長(佐藤孝悟君)

日程第3、請願第3号、私学教育を充実・発展させるための請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番、三枚山光裕議員。

4番(三枚山光裕君)

4番、三枚山です。

請願第3号、私学教育を充実・発展させるための請願について説明をさせていただきます。

請願者は、盛岡市本町通り三丁目18-32、私学助成をすすめる岩手の会、会長、土屋直人さんです。

紹介議員は私、三枚山光裕と佐々木一治、高橋伸二、阿部圭二の各議員です。

請願の趣旨の中では、県内市町村議会から提出された意見によって、国の私学関係予算を増額させることができたこと、岩手県でも私学助成金は高校生1人当たりの補助単価で今年度35万4,632円と、前年比で4,671円増額させることができた。そして、私学教育の充実に大きな力になったと述べた上で、しかしながら、私学と公立では学費の格差が依然大きく、私学の場合、施設や設備などの教育条件が公立より遅れた状態に置かれていること、とりわけ、8年前の大震災によって施設、設備に甚大な被害を受けた学校も多く、いまだに耐震改修、改築が必要な学校も少なくないといえます。

私立学校には、授業料に加えて実質的な授業料に相当する高額な施設設備費、教育維持費などがあります。学費が払えず退学せざるを得ない生徒や、修学旅行に参加できない生徒、学費のためにアルバイトをしなければならない生徒もいます。このような状況を改善し、公立でも私立でも学費の心配なく生徒が安心して学べる環境にしなければならないとして、少子化が進む中、公立、私立を問わず学校の存立の危機がどの市町村でも迫っている中で、学校の消滅はその地域全体の過疎に拍車をかけることにもなり、地域の振興の点からも憂慮すべき事態であり、少子化の今こそ、30人学級、教育費負担軽減など、教育諸条件の抜本的改善の好機であり、少子化の歯どめの有効な対策でもであると述べています。

請願内容について、1つは、平泉町に対して、私立高等学校生徒学費補助交付金制度、この継続とともに、交付対象を入学金、施設整備費等の学納金を含める制度への充実。2つ目に、国及び県に対し、過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金のさらなる充実を求める意見書の提出。以上の2つを求めています。

現在、一関市の私立高校だけでも平泉町内の24名の生徒が学んでいます。一関の2つの学校は音楽やスポーツでも成果を残しています。また、幼稚園教諭、保育士を目指すコースを持つ学校もあり、保育士不足とも言われる中で平泉町にとってもかけがえのない役割も担ってきました。こうした統括を踏まえ、願意に応えることが必要だと考えます。慎重審査をお願いいたしまして、以上、紹介議員として説明いたします。よろしくお願いたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は総務教民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第4、議案第54号から日程第18、議案第68号までの条例案件8件、事件案件2件、補正予算案件5件、以上合計15件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、条例案件8件、事件案件2件、補正予算案件5件、計15件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、1ページをお開きください。

議案第54号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

1ページの裏をお開きください。

提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、2ページをお開きください。

議案第55号、平泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。

7ページの裏をお開きください。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めようとするものです。

次に、8ページをお開きください。

議案第56号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

11ページの裏をお開きください。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、12ページをお開きください。

議案第57号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

15ページの裏をお開きください。

提案理由でございますが、人事院の給与改正に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、勤勉手当及び住居手当の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、16ページをお開きください。

議案第58号、平泉町下水道事業の設置等に関する条例でございます。

17ページをお開きください。

提案理由でございますが、平泉町公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の一部を適用することに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、18ページをお開きください。

議案第59号、（仮称）平泉町社会教育施設設置条例でございます。

21ページをお開きください。

提案理由でございますが、（仮称）平泉町社会教育施設の整備に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、22ページをお開きください。

議案第60号、平泉町公民館設置条例の全部を改正する条例でございます。

25ページをお開きください。

提案理由でございますが、（仮称）平泉町社会教育施設の整備に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、26ページをお開きください。

議案第61号、平泉町立図書館設置条例の全部を改正する条例でございます。

28ページをお開きください。

提案理由でございますが、（仮称）平泉町社会教育施設の整備に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、29ページをお開きください。

議案第62号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村

総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び、岩手県市町村総合事務組合同規約別表第1に掲げる岩手県市町村総合事務組合を組織する一部事務組合及び広域連合から盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合を除くことに伴い、岩手県市町村総合事務組合同規約において所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、30ページをお開きください。

議案第63号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、退職手当の支給に関する事務に係る財産処分を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、31ページをお開きください。

議案第64号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和元年度平泉町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,339万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,975万円としようとするものでございます。

次に、49ページをお開きください。

議案第65号、令和元年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和元年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,116万6,000円としようとするものでございます。

次に、52ページをお開きください。

議案第66号、令和元年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和元年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4万2,000円としようとするものでございます。

次に、56ページをお開きください。

議案第67号、令和元年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和元年度平泉町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ666万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額



を歳入歳出それぞれ8,389万4,000円としようとするものでございます。

次に、58ページをお開きください。

議案第68号、令和元年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和元年度平泉町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正予定額453万1,000円、第2項営業外費用、補正予定額70万円の減。

第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用、補正予定額64万1,000円の減、第2項営業外費用、補正予定額100万円の減。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,133万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,696万7,000円、建設改良積立金1,000万円、引継現金2,381万9,000円、過年度分損益勘定留保資金6,054万8,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業資本的収入、第3項出資金、7万2,000円の減。

支出、第1款水道事業資本的支出、第1項建設改良費、661万7,000円。

第2款簡易水道事業資本的支出、58ページの裏をお開きください。第1項建設改良費、3万2,000円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

第1号職員給与費、補正予定額25万1,000円。

以上、提案いたしますので、よろしくご審議のほどお願いをいたしたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第4、議案第54号から日程第18、議案第68号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号から議案第68号まで、条例案件8件、事件案件2件、補正予算案件5件、以上合計15件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第19、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、高橋伸二議員、登壇、質問願います。

6番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

私の12月会議に当たっての質問通告は、議会と行政の緊張感ある関係を構築し、議会審議と監視面から、議会機能が十分に果たせるための方策として、議会質疑後の行政側の対応について追跡質問を行うものであります。

言うまでもなく、議会における議員の質疑は、議会と議員に対する町民からの信頼に係る課題でもあります。このことは裏を返せば、議会質疑とその後の行政執行に携わる町の対応も含めて、こうした課題への真摯な取り組みが問われていることにほかならないと考えるものであります。

私は平成28年4月の会議以降、それぞれの会議ないし委員会において、一般質問、質疑を繰り返してまいりました。その質疑を行った議員として、その内容に責任を負うという立場から、言いつ放し、聞きつ放しはいけないというふうに分自身を戒めているわけでありまして。

町長は施政方針演述の中で、町の主役である町民と行政の距離を縮め、一緒にまちづくりができる環境づくりを目指すというように2期目の抱負を披歴をいたしました。私はこの追跡質問において、町長と教育長に対して、有言実行の行政手腕をしっかりと発揮をしていただくことを切望しつつ、これまでの会議における答弁で行政側が検討すると答えた部分、あるいは方向性を示唆をした課題について、議会答弁を踏まえた今日までの行政としての取り組みの現状、到達点について伺うものであります。

1つは、防災関係について6点にわたり、今日までの取り組み状況と到達点について伺います。

その1つは、避難行動要支援者避難支援計画について、町長は、喫緊の課題であり、いつ災害が来てもそれに対応できる体制を早急にとる必要があると答弁をされましたが、その取り組みについて伺うものであります。

2つ目は、災害弱者緊急通報システム事業について、答弁は、より運用実態に即した形に見直しを検討すると答えられた現状について伺うものであります。

3つ目は、水防法改正に伴う要配慮者利用施設の避難確保に向けた環境整備について、検討するというふうにご答えられた内容についての現状を伺うものであります。

4つ目は、栗駒山ハザードマップの住民周知の手段について、関係課所との協議結果を踏まえて対応すると答えられたその後の対応についてでございます。

教育長には、学校が避難所となった場合を想定した方策の整備とタイムラインの作成について、平成29年12月会議以降の答弁を経た取り組みの現状について伺うものであります。

大きな2つ目は、健康福祉交流館の経営改善計画についてであります。3月会議の質疑答弁で、行政側も現状と課題の共通認識を持つことができたというふうにご思っております。その中で、今後取り組む諸課題の対応について伺うものであります。

大きな3つ目は、屋外広告条例の運用のあり方と改正に向けた取り組みの現状について伺うものであります。

以上、追跡質問の内容でございます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

最初に、1番の防災関係全般のご質問の、平泉町避難行動要支援者避難支援計画についてのご質問にお答えをいたします。

平泉町避難行動要支援避難支援計画につきましては、平成29年4月に避難行動要支援者名簿を完成させたところですが、その後、名簿更新作業を随時行い、避難行動要支援者名簿に登載になっている対象者に対して、個人の要支援情報について、避難支援等関係者に事前提供の同意不同意の確認を行い、未回答者に対しても、民生委員の協力をいただきながら調査票の回収を行ったところであります。

ことし5月時点での名簿更新において、名簿登載者数は250名であります。そのうち、平常時における避難支援等関係者への情報提供への同意者は137名であります。今後も関係機関等の情報や地域調査などを踏まえながら、避難行動要支援者名簿への新たな要支援者の登載などの更新作業を行い、その更新名簿に基づき、さらには、前回未送付者の方や未回答の方も含め、避難支援等関係者への個人の要支援情報提供の同意等の確認作業を引き続き行いながら、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等に備えてまいりたいと考えております。

また、個別計画作成につきましては、総務省のこししの6月1日現在の調査において、県内33市町村のうち、全部作成済み市町村は4市町村という状況であり、なかなか作成が進まない要因の一つとして、支援者を誰にするかなど非常に難しい課題などがあるものと考えております。

そこで、当町においては、今後、他市町村の取り組み方法なども調査研究するとともに、地域関係者に対しては個別計画の意義や制度への理解、作成方法などの検討を重ねながら、地域における個別計画の作成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、災害弱者緊急通報システム事業の現況と実施要綱についてのご質問にお答えをいたします。

昨年の定例会12月会議において、災害弱者緊急通報システム実施要綱の見直しの検討について答弁を申し上げたところでございます。一関市の同様事業の実施要綱との調整や、高齢者を取り巻く環境の分析等を行い、改善の方向で見直しを進めている段階であります。

次に、いこいの結の要介護者を避難先に安全かつ迅速に避難をさせ得る環境整備についてのご質問にお答えをいたします。

長部地区交流センターにつきましては、災害時の緊急時避難場所として指定しております。この施設は、いこいの結に隣接している施設でありますことから、発生する災害にもよりますが、施設からの避難が想定すると、長島地区中央部の長島公民館、長島体育館等の指定避難所への避

難が最善であると認識しております。

指定避難所への避難につきましては、協力体制を含め、万全を期してまいります。また、長部地区交流センターへの往来に係る町有地の管理につきましては、適切な管理に努めてまいります。

次に、栗駒山ハザードマップのホームページへのアップロードについてのご質問にお答えをいたします。

栗駒山ハザードマップの町ホームページへのアップロードにつきましては、現在、一関市を通じて、栗駒山ハザードマップを作成した栗駒山火山防災協議会と調整を行っているところであり、協議が調いましたならば、速やかにホームページに掲載するよう努めてまいります。

次の5番と6番についての質問は、後ほど教育長からお答えをいたします。

次に、(2)になります。健康福祉交流館の経営改善計画についてのご質問にお答えをいたします。

健康福祉交流館の経営につきましては、入館者などの減少や施設維持のための機械設備補修などの費用により、年々一般会計からの繰入額が増となっているところであります。

そこで、収入増対策として、入館料や食堂売り上げの増収に向けた取り組みとして、各種キャンペーンにおける割引額の見直しや期間短縮、また消費税改正に伴う食堂メニューの単価の改正や、新メニューの提供など、来館者へのサービス提供を十分意識しながら実施しているところであり、現時点ではその効果が徐々にあらわれてきている状況であります。しかしながら、先ほど申し上げた施設の設備機器においては、オープン以来、定期的なメンテナンスや修繕等を行いながら長寿命化を図っているところでありますが、今後は施設の設備機器の更新を行わざるを得ない状況であり、更新費用の捻出算定が喫緊の課題であると認識しております。

そこで、施設設備の老朽化に伴う更新時期による費用、設備ごとの耐用年数等を考慮した費用算出、さらには歳入確保対策を含めた経営改善計画の策定方法について、今後、コンサル委託なども含めた検討を進めてまいります。

次に、屋外広告物条例改正についてのご質問にお答えをいたします。

令和元年9月議会一般質問で議員ご指摘の、町条例と憲法並びに町条例と町で作成した選挙運動政治活動用掲示板掲示物に係るチラシの整合性については、現在精査中であり、条例改正については、精査していく中で対応を検討してまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは私からは、1番の防災関係全般のご質問の5番目の、学校が避難所となった場合を想定した検証と方策の整備についてと、6番目の学校版タイムラインの作成についてのご質問にお答えいたします。学校関係の2点について、関連がありますので、あわせてお答えをさせていただきます。

学校が避難所となった場合を想定した検証と方策の整備につきましては、学校が避難所となっ

た場合の運営を円滑に行うためには、学校の教職員の協力や共通理解を得ることが重要であり、開設運営に係る教職員の協力の範囲や役割等について、町の防災担当部局、教育委員会や各地域の自主防災組織等と事前に確認しておく必要があるものと思っておりますが、現時点ではまだ協議は調っていないところであります。

また、災害発生を予想して、児童生徒をベースとした時系列で対応を示す学校タイムラインの作成により、事前の行動や準備物等について共有化を図り、先を見越した災害対応が可能となるものと思われま。

避難所となった場合の学校施設利用や、実践的な運営、学校版タイムライン等について、昨年度の地域防災計画の見直しを踏まえ、今年度より校長等会議等において検討してきているところであり、今後も引き続き検討していくこととしております。

また、これらとあわせ、今後、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るため、防災に係る学習訓練について協力要請を行っていききたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

それぞれ答弁をいただいたわけですが、今回の私の質問は追跡質問でございますから、一般質問で述べたことの屋上屋を重ねるというような考えは全く持ってございませんで、あくまでも過去の質疑答弁を踏まえた本日のそれぞれの答弁内容の是非、ないしは質疑以降の社会情勢の変遷あるいは環境の変化を踏まえて、今後に向けて行政としてどのように対応すべきかという点をただしてみたいと、このように考えております。

そこで、1番目の町の避難行動要支援者避難支援計画についてでございます。

この間も、同僚議員も含めて何度かこの課題については議論を交わしてきたところでありますが、先ほどの町長の答弁にありましたように、法律が施行されてから6年を経過をして、なおかつ県内33自治体の中で4つの市町しかその体制がとれていないということは、事柄がいかにか難しいかということの証左であろうというふうに私は受けとめています。それは、例えば答弁でもありますけれども、名簿登載者が他界をされるとか、あるいは施設に入所されるとか、あるいは支援者の選任に困っていると、さまざまな課題があるわけでありま。

町長の言う、まさにこの名簿の作成、あるいは個別計画の作成というのは喫緊の課題だといっても、ハードルがこのように高いわけでございます。そうしますと、やっぱり7年目を迎えて困難性があるとすれば、その困難性をいかにして克服するかということが一つの要点になってくるのだというふうに思います。

過去の私の質疑でも述べた記憶があるのでございますが、このための条例を制定してはどうですかということをお願いしました。つい先般、花巻市がこの条例をつくったということが、岩手日報の1面トップ記事で大きく取り上げられていたわけでございます。本町においても、平時の情報提供を行うことを含め、そして、先ほど言われた130人を超える方々の同意が得られない、

あるいは調査票を配付しても回収できないでいるという現実から、新たな道筋をつくるためには、環境を変えるということが、条例をつくるということも視野に入れる必要があるのではないかと  
思うのですが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

平時の提供を可能にする環境整備、条例制定についての質問でございますが、避難行動要支援者名簿の平時での事前提供につきましては、条例の制定により名簿提供が可能となります。災害時の迅速な誘導や平時の見守りにつながることになりますが、個人情報やプライバシー保護が課題となっております。

県内では花巻市において、本人が拒否しない限り情報提供を認めるとした条例を制定しておりますので、花巻市の条例を検証しながら、県内市町村の動向を見つつ検討してまいりたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

そうなのですね。条例をつくったから全ていいということにはならないのです。今、課長がいみじくもおっしゃられましたように、個人情報やプライバシーという非常に大事な問題がそこには介在をしているわけなのです。

そうしますと、私はこの間の、この種の課題の議会質疑の中で、町側が答えている中に、名簿を提供可能とする組織として自主防災組織と社会福祉協議会を考えると、このようにお答えになってきたわけです。そうしますと、今、課長が言われましたように、まさに個人情報やプライバシーの問題というのが本当の意味で保護をされるのかということが私は危惧をされる。それはなぜかといいますと、自主防災組織は言うまでもなく、自主的な民間の組織でありまして、公的な機関とは一線を画しています。

そこで2つお伺いします。

1つは、自主防災組織と連携をしてこうした対策をとる、あるいは個別計画をつくるということについては否定するものではありませんが、名簿の提供についてはすべきではないというふうに私は考えますが、いかがですか。これが1つ。

2つ目は、社会福祉協議会については、社会福祉法人ではありますけれども、いわゆる営利法人であります。そういう組織は名簿の提供から除外をすべきであるというふうに思うのですが、見解をお聞かせいただきたい。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

まず最初に、自主防災組織につきまして、名簿を提供すべきではないのではないかと質問

でございますが、これは災害対策基本法49条の1第2項によりまして、避難支援者等の実施に必要な限度で自主防災とか、あとは社会福祉協議会に対しまして、この名簿情報を提供するものと規定されておりまして、それに基づきまして、平泉町避難行動要支援避難行動計画においても同様に名簿提供を実施することと規定されております。

また、あと社会福祉協議会につきましては、公益を目的とする団体と認識はしております。収益事業は行っていないと社会福祉協議会からお聞きしておりますので、これが非営利団体かどうかというのは、ちょっとこちらのほうでは法的な根拠がちょっとわからないので、そういったところでございますし、あとは、先ほど名簿の提供につきましても、自主防災と同じく、法的な根拠がありましたので、名簿提供はできるということになってございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

法律的にはそういう扱いになっているわけですが、やはり課長自身が言われるように、個人情報の漏えいとかプライバシーが侵害をされる、ひいてはですね、その個人のさまざまな財産やそういうものまで影響を与えるという危険性がないわけではない。そうしますと、法の49条がそのような定めをしていたとしても、設置をする、つくろうとしている条例の中でいわゆるプライバシー保護や情報漏えいについての一定の縛りをかけることが可能でありますから、そういうことも含めた検討をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

災害弱者緊急通報システムの現状と実施要綱についてでございます。

先ほどの町長の答弁は、まさに追跡質問の趣旨をよく受けとめていただいた答弁だというふうにお聞きをいたしました。その上で、4点についてお伺いをいたします。

1つは、これを審議をした今年の12月会議の中でも見直す必要があるのではないかとというふうな指摘をさせていただいたわけですが、緊急通報システム事業の実施要綱の見直し、例えばの例でいいですから、こういったものについて、前回12月会議の議論を受けて見直しを検討していますというようなことがあれば、お聞かせいただきたいとします。

議長（佐藤孝悟君）

穂積保健センター主幹。

保健センター主幹（穂積千恵子君）

ただいま、災害弱者緊急通報システム事業の運営、要綱など見直しについてのご質問をいただきました。

現在運用しています実施要綱につきまして、ご家族の方が就労等によりまして一時的に独居になられる高齢者、または高齢者のみの世帯となる方についても事業の対象としてございます。そこで見直しを検討している事項につきましてでございますが、一関市と同様、事業を実施してございまして、一関市の実施要綱におきましては、具体的にこの一時的に独居または高齢者のみの世帯となるというようなところが明記されてございませんので、この点につきまして、見直し、

調整が必要だと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

まさに12月会議で私が見直しの一つのポイントとして指摘をさせていただいた点が、現在進行形で進められているということでございますから、ぜひそのようにお願いいたしたいというふうに思います。

なお、今、昼間の時間帯の同居家族の就労によって独居老人になる方の対応を含めて検討されていると、このように言われておりますが、そういうふうになってきますと、実施要綱に付随している別表というのがあるわけでございますが、当然この別表の中にも、今、主幹がお話しになった内容が盛り込まれていくという理解でよろしいでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

穂積保健センター主幹。

保健センター主幹（穂積千恵子君）

実施要綱に付随してございます利用決定基準というものになりますけれども、ここにつきましても、今現在支援が必要な高齢者の方の実態に合った形で見直していく予定でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

先ほどの町長答弁の中で、いわゆる高齢者を取り巻く環境の分析という答弁があったわけですが、これは今、主幹が言われた、いわゆる昼間時間帯、昼間の時間帯だけ独居になる、あるいは高齢者だけの世帯になると、こういう方々の現状把握とあわせて、その対策を別表を含めて取り入れるというふうに受けとめてよろしいのですね。

議長（佐藤孝悟君）

穂積保健センター主幹。

保健センター主幹（穂積千恵子君）

高齢者を取り巻く環境の分析でございますが、昼間の独居の方、また昼間に高齢者のみの世帯になられている方々の把握というのは、なかなか難しいところではございますけれども、今までにおきましても、地区の民生委員と連携を密に行いながら、支援が必要な方には災害弱者緊急通報システムの設置を行ってきております。今後とも地域の民生委員との連携を密にしながら、その状況に応じた対応をしていきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

わかりました。

最後にお聞きをいたしますが、今、保健センターの中で取り組まれておりますこの要綱の見直



し、大体いつごろまでに仕上げようというふうにされているのか、今答えられるのであればお聞きをしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

穂積保健センター主幹。

保健センター主幹（穂積千恵子君）

災害弱者緊急通報システムの要綱見直しの作業、今年度中に改正ができればというふうに、そこを目指して考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

次に移ります。

いわゆる要介護者の避難先に安全かつ迅速に避難をさせる環境整備ということでございます。

6月会議で質疑をさせていただいたわけですが、たまたまいこいの結は一つの身近な例として取り上げさせていただきましたので、こだわることはないのですが、きょうの答弁では、いわゆる発災の内容によっては長島体育館や長島公民館、そういうところへの避難というものについて考えるのだと、こういうふうに言われているわけです。

いわゆる一時避難所として交流センターや公民館を考えながら、しかし、しっかりした避難が必要なときには長島体育館とか公民館とかという、このような考え方だというふうに思っているわけですが、ご案内のように、例えば例として出したいこいの結の介護施設から長島体育館までの距離を考えると、一定程度の距離があるわけでございます。そうしますと、いざ避難をしなければならないというような事態が発生をしたときに、あそこの施設は50人ほどの入所者がおられるわけですよ。そうすると、施設管理者のその場面その場面での対応だけでは限界があるのだろうと、このように私は考えるわけであります。そして、町が水防法を受けて指定をしたそのほか14のこの種の介護施設についても、多かれ少なかれ、同様の課題というのがやっぱり横たわっているのではないかとこのように考えられます。

これは、町が今回つくった新たな防災計画の中には、こうした場面での対応というのは明記をされていないわけです。そうすると、新たな課題として取り組んでいく必要があるのだろうというふうに思います。

町長は先般、盛岡で開催をされました県の減災会議の中で、やっぱり防災計画をつくるに当たっては、施設の皆さんに寄り添って、そして新たな防災計画を一緒になってつくるのだと、このように述べたとマスコミ報道されているわけですね。そうしますと、町が避難所を指定した施設が抱えているこうした課題に対して、やっぱり行政として、新たな課題として私は提起をしたいわけですから、そのことについて先んじて取り組む必要があるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまその内容なのですが、そういう施設等に入所されている避難時、災害時の弱者の方々の避難の際の対応等々というようなことのお話というような形の理解でよろしかったでしょうか。

まず、その弱者の方、その施設等に入所されている方々は、いずれみずからの力で避難行動がとれない方も多々いるかというふうに想定されます。でございますので、その中で、一つ町が指定避難所という形で指定した場合に、そちらに移動する方法等が一番問題になってくるのではないかというものでございます。それを行政サイドが全て準備してというふうな対応はなかなか今現状では難しいというような状況になっているものでございますので、この問題につきましては、今後その施設を管理する管理者の方々と検討しながら、それぞれその施設の中でそういう輸送手段も含めた形での検討等もしていただくというようなこととお話ししながらということになろうかというふうには思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

次にお伺いします。

町長答弁の中に、交流センターへの往来の町有地の適切な管理というふうに、なかなか耳にすることのない表現があったわけですが、何か特別な意味はお持ちなのでしょう。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

今現在、長部地区交流センターにつきましては、災害時の緊急避難場所というふうな形で位置づけられているところでございます。いずれ一時的な避難場所、一時的にそこにまず一回集合していただいて、その後に安全な場所に移動というようなことも想定するものでございます。

例えば、特に長部地区交流センターにつきましては、いこいの結という施設と近接してございまして、その方々はやっぱり体に不自由なところもございまして、いずれ車椅子等を利用しなければ移動できない方々もいるわけございまして、その際に、そこを一時的に利用する際にスムーズな行き来、往来ができるような対応として、1つは防災面だけではなく、例えば日ごろから地元の方々との交流等も含めて、スムーズな形の行き来ができるような対応が必要であるというような観点からの答弁の内容でございましたので、それについては、いずれは町有地でございましてあの場所の土地の管理者として、何らかの方法でそういう形のものも方策を打たなければならないというふうなことは必要であるというふうに考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

次に移ります。

栗駒山ハザードマップのホームページへのアップロードの関係でございます。県の火山防災協議会と調整を行っておられるということについてはお聞きをしました。

ところで、県の栗駒山火山防災協議会は栗駒山の火山濃度が現在なお基準値の20倍を上回っているという現状から、去る11月27日に栗駒山火山対策協議会を立ち上げて、安全面の取り組み議論をすると、このように報道されていることは承知のことだというふうに思います。

そこで私はですね、この東日本大震災の大津波で石巻市の大川小学校の児童生徒が大変な犠牲に遭ったということから、本年10月10日に最高裁判所が判決を出したわけでありまして。後ほど学校の防災問題の中でお話をいたしますが、判決は簡単に言うたですね、事前のとるべき防災対策を怠ったということで、行政の不作为責任が示唆をされているわけですね。

そうすると、最高裁判決を見るまでもなく、やっぱり栗駒山が爆発するわけないやと、あるいは町内に被害を及ぼすことはないやというふうな考えではなくて、前回質疑でも研究会が発表した平泉町に与えるであろう被害の状況についてご紹介をさせていただきましたが、やっぱり町としても予防と備えに過ぎることはないという言葉がありますが、そういう対策を早急にとる必要があるだろうというふうに思いますので、そのことを求めておきたいというふうに思います。

次に移ります。

学校が避難所となった場合を想定した検証と方策の整備についてでございます。

先ほどの教育長の答弁は、やっぱり現状の課題というのを十分に認識をされながらも、その課題克服に向けた対応、取り組みというのが一朝一夕にはなかなかいかないのだという、大変つらい状況を吐露されたのだろうというふうに思います。

私はですね、なぜできないのかという議論をここでやるつもりは毛頭ございません。ただですね、先ほども言いましたように、あの東日本大震災で津波犠牲訴訟で出した最高裁の判決、これをやっぱりよくよく見てみますと、行政や学校それぞれが安全を確保するための危機管理マニュアルを整備する義務を怠ったと、このようにまず言っているわけですね。そして次には、教育委員会も不備を知りながらそれを是正しなかった、このように指摘をしているわけです。そして、とるべき事前の防災が不備だったことがあのような犠牲を招いたということで、組織的過失を認定をして14億3,600万円の賠償が命ぜられたと、このことはもう皆さんご承知のとおりでございます。私は、この判決は、やっぱり何物にも増して子どもの命を優先しなさいと、このように裁判所が私たちに対してメッセージを発信したものであって、学校防災のあり方に大きな警鐘を鳴らしたのではないのか、そのように受けとめています。

本町においても、平成29年12月会議で、教育委員会がなすべき業務として行政側が教育委員会と一緒に取り組むべき業務というのがあるということを指摘をし、答弁では、教育委員会と行政としっかり連携を強めながら対応したいというふうに答えておられたわけでございます。そこで、改めて本町においても、町の行政と教育関係者が、今お話をしましたようなこの判決を真摯に受けとめて、事前防災体制の強化に努めなければならない、このように私は考えるわけです。そこで、町長と教育長に改めてやっぱり、これをしっかり取り組むのだという気持ちを述べ

ていただきたいと思うのですが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

最初に私のほうから答弁させていただきます。

ただいま高橋議員からご指摘があったように、今回の東日本大震災の大川小学校のあの判決については、大変行政の一人として大変、こういうことかと、逆に私自身が頭をなぐられたような、そんな思いでこれを受けとめたところであります。

これはいろんなことを、それは現場では学校での想定をしながら、従来やられてきたことでもあると思います。しかしながら、結果としてですね、結果として不備だったとか、さまざま今のおっしゃったような判決の内容が出ています。それはその判決はそのとおりとして、ただ私たちが、私が、今、町のトップとして今後もやっぱりやっていかなければならないというのは、そういったあらゆる、ここには津波ということはないと思いますけれども、ただ、山津波というのは当然あると思います。そういう環境にあります。もちろん地震もあります。そういった災害に対してどう取り組むかということについては、小学校もですけれども、さらにその意識を、子供の命であり、やはり生命、財産もですけれども、まずは生命を守る避難行動をという、今回の台風19号のときもあったように、まずは命を守るという部分をやはりさらに再認識しながら取り組んでまいりたいというふうに思っています。その中には、教育委員会もとよりですけれども、教育現場でいえば教育委員会とともにですけれども、町全体としてもそういった意識は、はっきり言って、あの判決以来さらに熟度を重ねながら対応してまいりたいというふうなところあります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

大川小学校のお話が出ましたが、震災以来、2回私も現地を訪れております。その際には、今回の最高裁の判決があったわけでありまして、そういったようなことにかかわるような思いではなくて、ああ、子供たちがここにいたのだな、周りはまちでにぎわっていたのだなと、そんなふうなことだけが頭にめぐっておりました。その後、裁判が続いて、最終的には最高裁の結論が出たわけでありまして、徐々に明らかになった危機管理の問題というふうなことについて強く感じるようになったわけでありまして、ご指摘のとおり、学校防災のあり方が問われているというふうなことについては、まさにそのとおりだというふうに思っております。

学校の設置者としての教育行政の責任、それから、学校に対する指導すべき立場にある教育委員会としての責任、このことについては強く感じているところでありますし、具体的にアクションを起こさなければならぬというふうなことは改めて感じているところであります。

まずもって、後半のお話にありました学校タイムラインをつくる、作成するというふうなことを考えていかなければならないと思います。校長等会議でも、三陸沿岸の各学校がつくっている

タイムラインの例を示しながら、校長さんたちと話し合いを進めているところでありますが、具体的などころまではまだ協議はしていないということでございます。

参考になるとすれば、内陸でありますので、2016年の台風10号の岩泉の状況、それが台風とか大雨にどのようにひどく被害を受けたか、そしてそれをもとにしてタイムラインの作成というふうなことをしているようでありますので、そうしたようなことを参考にしながら作成をしていくというふうなことを進めていくことが一つ。県では復興教育のテキスト、「いきる かかわる そなえる」というテキストをつくっているわけで、それに基づいて全県的な防災教育を進めているわけで、子供たちの発達段階に応じてどのような備えをしたらいいのか、あるいは災害に対する理解を深めるというようなことは、今、学校では進めているわけでありますので、それを積み重ねながら、子供たちに命の大切さというふうなこともすり込んでいくということが今後の課題であろうというふうに思っているところであります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

それぞれ考え方をお聞きをしたわけですが、まずやっぱりですね、今、教育長が言われましたタイムラインの問題を含めましても、備えあれば憂いなしという言葉がありますが、やはりこの言葉をしっかりと肝に銘じたいというふうに思いますし、特に教育長は触れませんでした、多分こういうことも指して言われたのだと思うのですが、ことしの8月に中央防災会議が、みずからの命はみずからが守るのだと、こういうことを前提にした、あるいは子供たちに、生徒に植えつけるための防災教育に重点を置くという方針を示しましたね。ぜひそういう意味では、今教育長がお話しになった内容を含めて、例えばタイムラインの作成については、東京都がそのマニュアルを無償で提供しているということも紹介をしてありますから、ぜひ活用をして、町長が言われた、いわゆる住民の生命を最大限に守るのだと、このことに結びつけていただきたいと、こう訴えておきたいと思います。

次に、健康福祉交流館の経営改善計画についてお話をお聞きをしたいというふうに思います。

令和元年度の第1回健康福祉交流館運営委員会の資料を拝見をさせていただきました。その中身を見れば、3月会議での質疑を踏まえて、直面している対応策についてやっぱり幾つかきちっと提起をされて、運営委員会の中で議論をされているということが見ることができます。あるいは、先ほどの町長答弁に述べられたほかにも、交流館の利用促進に向けた行政区への回覧板を作成をして利用懇諭を呼びかけていると、このような取り組みが目に見えてきたということは、課題の解決に向けた足元からの取り組みとして進められているという証左だろうと、私はこのように受けとめているものであります。

そこで、3月会議での質疑を行った中で、きょうの答弁では述べられなかった事項について幾つかお聞きをします。

1つは、入湯税の用途について、私は鉱泉源や温泉設備の修繕費用などに充当すべきであると、そのことは結果として一般会計からの繰出金の減少に数字の上ではつながると、このように主張

したわけですが、3月段階では答弁は、現在考えていないと、こういうことだったのですが、いかがになりましたでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

今現在、入湯税の利用用途でございますけれども、ごみ処理に係る費用に充当させていただきたいというような形で、今現在は検討中でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

私は、先ほども町長答弁の中に触れられているように、いわゆる温泉ができて施設ができて、もう間もなく20年を超えようとしている中で、施設設備の老朽化に伴う修繕費や更新費用が大変なのですと、このように言われているわけです。そうするとですね、670万円でしたっけか、入湯税、昨年度は。大体そんな、そんなって言い方は、その額の入湯税を活用して、やっぱり老朽化した設備の修繕費、更新にまでは使えないでしょうから、額が額ですから、修繕費にやっぱり充当するというのをぜひ考えていただきたい。入湯税を有効活用しながら一般会計からの繰出金をやっぱり抑えていくということは何としてもやってほしいということを訴えたいのですが、いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

財源活用でございますけれども、いずれ、今現在町内で温泉施設を営業している民間の会社もあるわけでございます。それらも含めた中での検討ということでは、対応することは可能であるかなというふうに思っておりますけれども、いずれまずは当町の交流館施設についての充当という意味では、まずは当初予算の中で、その予算配分の中で、繰入予算にはなるわけでございますけれども、その中で施設の管理運営に必要な部分の予算は確保させていただいてというようなことを基本的な考え方としてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

残り時間がなくなってきましたから急ぎますが、それはそれで考え方として結構だと思うのですよ。ですが、やっぱり先ほど答弁されたごみ処理の費用に使うなんていうのは、たかだか額が知れていますよね。そうではなくて、この温泉を利用した人からいただく入湯税ですから、そうしたら利用する人に還元をするということも含めて、ぜひ活用を改めて検討をしていただくように求めておきたいと思います。

2つ目、交流館の経営を町全体でやっぱり支え合っていく必要があるだろうということも指摘

をさせていただきました。敬老特別優待入浴券、これの扱いを含めて、やっぱりそういう事業と  
いうかサービスを企画している保健センターの持ち出し費用ということも含めて検討すべきだ  
というふうに訴えたのですが、これはいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

敬老特別優待券につきましては、平成30年度におきましては2,163枚の優待券を発行して  
おまして、利用者がそのうち953名の方が利用しているという状況になっております。

高齢者の健康維持増進を図る上では、特別優待入浴券のサービスにつきましては有意義な  
こととは感じておりますが、交流館の経営を維持していくためには資金確保も大事な  
ことと捉えておりますので、光熱費、入湯税に見合う金額の補完につきましては、  
今後検討させていただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

まだ大きなのが1つ残っていますから、これは答弁要りません。

私は3月会議で、交流館の運営スタッフには経営責任がないと、こういうことを指摘  
をさせていただきました。考えてみれば、日々あそこに来る入浴者と接して、入浴  
される方の思いや、あるいは管理運営に直接携わっている立場として、さまざま  
な角度からの目線というか、考え方があろうと思っております。ぜひ積極的に町  
としてもスタッフとの話し合い、あるいはスタッフの声をくみ上げた事業展開、  
運営に生かしていただきたいということを求めておきたい。

2分しかなくなりました。最後であります。

屋外広告物条例の関係についてであります。

9月会議以降、担当課と見直しを必要とする課題についてそれぞれ意見交換を  
させていただきました。改善をなぜ必要とするかという論拠については一定  
程度の共通理解ができたかと、私はこのように思っておりますが、きょうの  
答弁を受けまして感じるのには、改正に向けた積極性といえますか、  
取り組もうという姿勢が希薄なような答弁に感じられたわけでございます。

そこで、改めて議論するつもりはございませんので、次の点についてお答え  
いただきたいと思います。9月の会議での論点は屋外広告物条例だけでした。  
しかし、答弁では景観計画も含めてという答弁をされておるわけ  
です。そうしましたら、町の景観計画、景観条例、屋外広告条例、  
これは施行や改正をされてからいずれも10年以上経過をしているわけ  
です。したがって、全般的に見直しの必要があるだろうというふう  
に思うのですが、最後にお答えをいただいて終わります。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

景観条例、景観計画、そして屋外広告物条例と、制定されてから10年  
がたちまして、良好な景

観形成に努めているところでございますけれども、景観基準の妥当性や明確性など、改正すべき点があり、やはり10年間運用しておりますと、いろいろ見受けられてきておりますので、実効性の高い計画とするために、見直しを行う必要も最近感じてきているところでございます。

つきまして、現在は景観条例、景観計画、屋外広告物条例について、見直しに伴いまして予算化を検討しているというような段階でございます。あとは、参考に他自治体の動向も勘案しながらということにはなると思いますが、そういうことを考えておるところでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午前11時39分

再開 午前11時49分

---

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開をいたします。

通告2番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

通告2番、日本共産党の三枚山光裕でございます。通告に従って質問いたします。

私の質問は3つの項目についてであります。

質問の1つ目は、国保税の引き下げについてです。

平泉町の国民健康保険特別会計は、2018年、平成30年度決算時ということになりますけれども、基金と繰越金で1億6,000万円余りとなっております。保険料の県内統一が全くの未定という状況の中で、これほどの基金の積み立ては必要はなく、引き下げが必要だ、このように考えますが、町の考えを伺います。

質問の2つ目は、焼却ごみの減量とリサイクルの強化についてです。

平泉町のごみ減量は進んでいるのか。新焼却施設は焼却容量を小さくすることも検討されているようであります。焼却ごみの減量が必要となるわけでありまして、どのように考えているのか伺います。

また、ごみ減量化はリサイクルの強化も必要で、地球温暖化の観点からも急ぐべきだと考えますが、町の考えをお伺いします。



質問の3つ目は、マイタイムラインの普及についてです。

台風19号被害の教訓から、災害タイムラインによる事前行動の重要性が鮮明になりました。あわせて、個人、家庭といますか、マイタイムラインというものがありません。その普及が重要だと考えられます。今後の町の取り組みについて伺います。

以上、答弁を求めます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番の国民健康保険税の引き下げについてのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険会計の現在の基金高は、現在9,600万円の残高があり、令和元年度予算額では5,900万円が計上されており、合わせまして1億5,500万円の基金が見込まれております。

国保税の税率改正につきましては、平成25年度において、被保険者の高齢化や医療の高度化により、毎年医療費が増加、経済不況の影響などにより保険税の収入が減少、また基金残高の減少と、国保の財政運営が厳しい状況となったことから、国保税の引き上げを行ったところであります。平成25年度以降、医療費の抑制と保険税の徴収の向上に努めたことにより、単年度収支においては余剰金ができ、財政調整基金に積み立てを行い、国保会計の財政運営の安定に努めてきたところであります。

令和2年度の国保事業納付金が県から示されましたが、算定基準の見直しに伴いまして、平成30年度と比較しますと増額となっておりますし、国保税額につきましては、被保険者の減少が見込まれることから今後減額になることが予想されますので、国保会計の財政運営の安定の観点からも、国保税率の見直しにつきましては国保事業納付金や国保税額の推移を把握しながら検討してまいります。

次に、2番の焼却ごみの減量とリサイクル強化についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、焼却ごみの減量が必要となるがどのように考えているのか伺うについてお答えをいたします。

平成30年度ごみ排出量は、年間で可燃ごみで1,806トン、不燃ごみで87トン、粗大ごみで21トン、資源ごみ214トンとなっております。

今後のごみ排出量の見通しが、過去のごみ排出量の実績を見ると、排出量は減少傾向にありますが、1人1日当たりの排出量はほぼ横ばいで推移していくことが予想されます。

ごみの減量につきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみはいずれも収集及び処理に費用を要するため、なるべく排出しないことが環境的にも経済的にも住民負担が減ることにつながることから、資源回収等への補助、マイバッグ運動の推進、分別収集の周知など、集積所に排出される前の発生抑制の方策等を講じることが減量につながると考えております。

焼却ごみにつきましては、平泉町のごみの84%を占めることから、焼却ごみの減量対策が重要となっております。具体的には、生ごみを排出する際に水分をよく切ることや、紙類を分別して

資源ごみに出すことにより、焼却ごみの減量化につながることを、広報や町ホームページに掲載し、住民への周知に努めてまいります。

次に、リサイクルの強化も必要で、地球温暖化の観点からも急ぐべきだが考えを伺うにお答えをいたします。

昨年度には西磐井、東磐井でゴミ袋が統一され、資源ごみについても全て指定袋での排出となったため、可燃ごみ等にまぜ込むことによるリサイクル率の低下が懸念されておりましたが、リサイクル率は平成25年度から横ばい状態となっております。

リサイクル強化の対策としまして、有価物、金属、古紙、空き瓶の回収を行った団体に対しまして助成金の交付や、小型家電につきましては役場庁舎、公民館、図書館、清掃センター等に回収ボックスを配置し、回収を実施しております。また、行政区で希望があれば、ごみの分別講習会でリサイクル推進についての講話も実施しております。

リサイクルの主な目的は、ごみを減らし、資源の節減につなげていくことです。紙やペットボトルを適切にリサイクルすれば、ごみとして燃やすよりも温室効果ガスの排出を減らすことになります。このことから、リサイクル推進について、分別の徹底を図るため、広報や町ホームページに掲載し、住民への周知に努めてまいります。

次に、3番のマイタイムラインの普及についてのご質問にお答えをいたします。

マイタイムラインは、大雨や台風など、これから起こるかもしれない災害に対し、住民一人一人の家族構成や生活環境に合わせて、いつ誰が何をするか時系列的に整理し、いざというとき慌てることのないよう避難に備えた行動を決めておくものであり、自分の生命は自分で守るという自助の観点からも重要であると認識しているところであります。

町では昨年11月に、自主防災組織代表者などを対象にした水防災ワークショップにおいて、マイタイムラインの作成について研修を行ってはおりますが、マイタイムラインについて広く住民に知っていただき、災害発生が見込まれる際の事前行動につなげるためにも、各地区、各自主防災会や各団体などでの学習会を開催し、普及啓発に取り組んでまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

ここで暫時休憩いたします。

---

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

---

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

午前に引き続き質問をお願いします。

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

それでは、質問を続けたいと思いますけれども、午前中の答弁では、県の示してきた納付金です、それが額が増えるようだという話もありました。それで、引き続き財政状況を見ながら検討ということだったと思います。

それで、確認といいますか、ですけれども、引き下げができない理由は、県への納付金が増えたからと、それが理由だということかということと、あわせて、納付金の額が増えるということのようすけれども、どのくらい増えるのかというのはあるのだと思うのですが、どうでしょうかその辺は。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

納付金の増額につきましては、先日晒されておりますが、まだ県のほうからの部外秘というお話もありますので、この場でどのくらい下がるかというお答えはできかねます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

私も県に聞きました。国予算……

議長（佐藤孝悟君）

ちょっと待って。千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今、下がると答弁いたしました、上がるの間違いでございました。訂正させていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

もう一回、当ててから話してください。

千葉町民福祉課長。もう一度お願いします。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほど県への納付金は下がると答弁いたしました、上がるの間違いでございますので、訂正させていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

私も県にも問い合わせをしましたが、いずれ国の予算がもちろんまだ決まっていない段階だということで、それこそ試算でしかないということのようでした。

それで、試算というか、県が都道府県統一の方向の中で、平成でいうと30年、31年と、各市町村に示してきたわけでありまして、いずれにせよそういうことになるわけでありまして。ただ、このきょうの答弁聞きまして、これまで国保のことは取り上げ、9月の決算でも聞いたところ。そのときもどちらかというところの県の示してきた試算について、その引き下げができない根拠になってきたと思うのです。つまり、去年の、ことしのかな、3月か何かですね、ことし

の3月でしたか、県が平泉町に示した1人当たりの国保料、この額が平成30年が7万5,000円くらいで、平成でいうと31年が7万1,000円くらいで4,000円くらい下がったというようなやりとりもありまして、それで、つまりそれくらい下げるのではいいのではないかとということで聞いたわけですが。そのときは、あくまでこれは県が平泉町に示した資料というか、あくまで参考なのだという答弁がありました。そのときも参考資料だといって、そのときは下げない理由に。ところが今度は、やはり同じ参考なのでしょうけれども、やっぱり逆の面で、いわば前は参考なので、県は7万幾らと言っているけれども、あくまで参考だから下げられません。今度は示されて、下げられない理由にしているというところで、二重基準というのでしょうか。ちょっとあれですね。だから、その辺がですよ、参考なのに、まずは下げればよかったですよ、参考にしたら。県は低く7万1,000円でいいですよと言っているわけだから。だけれどもそのときは下げなかった。今度は、今度上がるよだからというのを参考にしているわけでしょう。国は。県が。言っていることわかりますか。

ではもうちょっと言い方。県は、今までは7万1,000円だと示してきたと、平泉に。だったらそれを参考にすればいいのではないかと私言ったわけだ。だからそのとき県の参考にすれば下げるなというでしょう。ところが今度は、下げない理由に使っているわけだ。あくまで参考という言い方で。それって何かダブルスタンダード、二重基準になっているのではないかとということです。今度は下げない理由に使っている。今度は下げない、わかりましたかちょっと。その辺。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今回県から示されました納付金につきましては、新年度予算を算定するに当たりまして、市町村のほうから早目に、参考でもいいので示してほしいということがありましたので、11月の課長会議におきまして示された納付額でございまして、最終的には1月中旬にまた同じ会議がありますので、そこで最終的な金額が示されるわけですがけれども、金額につきましてはそんなに変わらないということでお話を聞いております。

あと税額につきましては、あくまでもそれは県が基準を決めまして、平泉町であればこのくらいの税率をはじいて税額を示しているのでありまして、最終的に平泉町で定めております税率とまた別の考え方の税額でございまして、それとは一緒にならないという考え方でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

なかなか私の質問の仕方も悪いなと反省するわけで、ま結局、前だったら7万1,000円だったら下げる、参考にすれば下げるべきだったのですよ。そのときは参考にしなかったという。今度は逆に上がったから下げないというふうに参考にしなかったというのが、その辺がおかしいということをお願いしたかった。

まあいずれね、ただ、いずれ、町とすれば安定的な運営というのは当然大事なわけです。そう

はいっても、一貫している点はあるのだが、一貫しているというのは、結局将来の国民健康保険財政が不安だということなのですね。そういう点ではこれまでも、今回の答弁も一緒だということなのです。そうすると、将来の国保の運営が不安だということですから、ちょっと違うところなのですけれども角度を変えて、財政調整基金について伺いたいと思います。

これまで、私もこの道に入ってからずっと何十年も前から、国保の財政調整基金の保有5%というのを言われてもきたし、今、県でもその辺の基準というのは数字で出していますね。これはなぜ5%相当となっているのかというのをちょっと伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

県が国保事業の事業主体になる前につきましては、国からの目安で保険給付金の5%相当を目標に積み立てを行いなさいという指導がありました。このたび県事業に変わりましたので、その目安がちょっと変わって、今、町として基準にしておりますのが、保険給付費と事業費納付金の5%相当を目標に積み立てたいということで考えております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

そうすると、当町、平泉の場合はそれは幾らになりますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今の予算規模であります。3,500万から4,000万ぐらいがその基準となる金額となっております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

私もようやく、いわゆる5%問題、今は必ずしもそうでないというような話でもありましたけれども、そもそも1951年、昭和26年に、今の国保の前のときに実はこれはそういうことが言われたということです。今、もう、ですから70年とかそういう前の、法律ではないね、そういう示されたものということですから、実際、全国の自治体の中ではもうそういう基準は当てにならないというか、当てはまらない今の状況、以前だと国保税に変わったりして、その財政基盤も不安定な状況の中で、どうしても基金が必要だということになっていたので、だからそれ自体がもう意味をなさないというのが多分現実だと思うのです。ところが、今、当町では3,000万円はそれでも積んでおこうという話だったのですが、決算時期、そして新年度も始まってきて、今進んできて、最初に1億6,000万ぐらいという話も基金についてはありましたけれども、それにしてもやっぱり随分積み立て過ぎだなと思うわけですよ。

岩手県内でも33市町村の中で9番目、大体5%というところと2,900万だから、さっきの3,000万と同じぐらいの金額になるのですけれども、その比率でいうと大体33市町村、岩手県の中で9番目に基金の保有率が高い。16.26%ですか。5%とそれから3年間の給付費の平均と合わせて、16.26%といきなり多いということになっている。やっぱりこのぐらい積んでおく必要があるのかということをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今現在、基金額につきましては9,600万ありまして、確かに5%の基準でいきますと3,500万、4,000万よりはやっぱり倍くらいあるということですが、ただ、先ほど町長が答弁したように、納付金が増額になり、あとは今後、税額ですね、税額も被保険者が減ることによりまして税額も減ってくるということになりますと、今、単年度収支でいきますと、ここ二、三年は1,000万から2,000万ぐらいの単年度収支できておりますが、ただ、こういった状況が続きますと、赤字に転換するという可能性もありますので、やはり国保事業の安定運営を図っていく上にも、やはりある程度の基準額以上の基金を積み立てておくのが望ましいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4番（三枚山光裕君）

先ほど33市町村、岩手県内の9番目と言いましたけれども、県内ではあれですよ、いわゆる5%という基準でいくと、72.7%の自治体、7割、33の7割は平泉以下なのです。圧倒的多数が。平泉みたいに基金持っていない。西和賀が67か何ぼで一番多かったと思うのですが。結局そういう点で、ゼロというところも4自治体かな、ありました。4自治体か5自治体。0.幾ら。何%とか。だから、県内でも圧倒的多数はそんなにではなくて、国保ですから、安定して、盤石という言葉がいいかどうかはわからないけれども、もう大丈夫、将来もというところは国保はないと思うのですよ。どこも同じ。平泉だって盛岡だって一関だって。そういう中で、何でやっぱり、突出しているほうだと思えるのですよ。それでもやっぱり、将来を考えてというのはわかります。それでも積んでおかなければいけないのかということなのですが、改めて伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

基金の積み立てにつきましては、先ほどもお話ししましたとおり、県への納付金が増えますことと、あと国からの補助金が今の状態で同じ額で率で来るかということになりますと、それも抑えられてくるということも想定されますので、それらに備えてやっぱり基金は、先ほどお話ししたとおり、ある程度積み立てをしていたほうがよろしいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

#### 4 番（三枚山光裕君）

やはりずっとこの間、決算も含めて6回か7回のやりとりの中で、最後は将来に対する、町、担当課といいますか、からすれば、将来財政が不安でやっぱり取り崩せないということなのだろうと思うのです。

そこですすね、私もこういろいろ試算をしてみました。先ほどの答弁3,000万というその一つの、出ました。それから国保被保険者も減る、当然国保税、保険料は減ってくると。収入の部分ですすね。ということになると思います。

それですすね、多少の違いはあっても1億五、六千万とかという、7,000万でもいいですが、繰り越しとか基金とか、合わせてそういうふうになるわけですけれども、単年度では何とかプラスになってくる、実質的な、繰り越しとか基金とかの積み上げとかでなく。なのですすねけれども、確かに今、仮に、平成30年度決算で1,125世帯か何かだと思いますけれども、仮に2万、世帯平均下げると3,000万ぐらい必要と思うのです。2,250万ですすね。これはすぐ計算できて、そうすると、保険料引き下げますから、当然保険収入が減るわけですすね、その分。それでさらに、では県でもうちょっと県の納付金上がるよだということになって、その辺なんかも考えると、やっぱり今言った3,000万ぐらいという、仮にです。ということをやると、今の基金などで三、五、十五で1億5,000万ですすね。5年間はそういった財政上はやりくりができるということになりますよ。あくまで仮定ですすね。

となると、この前の引き上げが平成25年ですか。5年か6年目になるわけですすねけれども、そうすると、今、県でもまだ国の予算が決まっていないので、これが最後の数字ではないといいつつ、そういう中でも、常に不安というのはつきまとうけれども、5年間は何とかそれでも、仮に上がったとしても、やりくりできるわけですすね。だから、それでも多分残りは1,500万残るわけです。毎年3,000万ずつ崩していっても。被保険者が減った分、仮にと言ったけれども2万円引き下げて。ということになるわけですよ。

だから、ずっといろんな理由をつけて、引き下げない理由をつけてきました。今度新たに県がこういうことを示してきたことで、また引き下げない理由ができてまた立ちどまっていることで、これは国の政策も変わってくるかもしれないけれども、結局こういう状況って続くわけですすね。だけれども、少なくともこの5年間トータルで1億五、六千万積み上げて、これは被保険者が基本的には納めてきたやつです。積んでおけば利息もつくのでしょうけれども、ゼロ金利マイナス金利の時代ですから、そんなにためておく、利益はないわけですすね。だから今言ったように、5年間2万円ずつ引き下げて、1世帯平均で、やりくりできるということで、それでも1,500万残るわけですから、そういうことでぜひ決断して、なぜならということ、今、新年度の予算をつくっている最中なので、どうなのでしょう。さらに検討検討という言葉何度も聞いてきたわけですけれども、本当に検討してもらえないかということですがいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

確かに今、議員がお話ししたとおり、1億5,000万を3,000万ずつ取り崩していけば5年間はもつだろうというお話ではございますが、ただ、以前税率を下げるのは、それは被保険者にとってはありがたいことだと思いますが、逆に5年後に基金が枯渇して引き上げることになると、引き下げるより引き上げることに付きましてはかなりの、苦情というわけではないですけれども、そういった話が出てくると思います。その辺も含めまして、あとは県の、何回も申し上げますが県への負担金の部分につきましては、なかなか率といいますか、その率がなかなか定まっていないう状況でありますので、もう少し様子を見てから税率の改正につきましては考えさせてもらいたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4番（三枚山光裕君）

5年後にそれでは引き下げて5年後は今度は上げるのかという話ですけれども、それは納税者、被保険者に聞いてみないとわからないということではあると思うのですけれども、いずれもともとずっと言ってきたとおり、高く払えない国保税というあれね、協会けんぽ、組合健保、共済とかいろいろあって1.5倍から、多分いろんなところでいうと2倍というところも、これも市町村によっても違うのですけれども、いずれにせよ高い。しかもそこは収入が少ない、所得が少ない層だとなるわけです。今度消費税も増税になりましたけれども、消費が減ってくるわけですね。やっぱりそうすると、そういうもともと国保の被保険者の構成から考えると、やはり経済的には大変なところが多いのだと。そこで仮に年2万、それも大きいと思います。5年だったら10万ですよ。それが経済に回ってくると、町内ですね、買い物、購買意欲にも多少はつながるだろうということ、やはりそうすると、どこに軸足を置くかということだと思うのですよ。

そういう点で、やっぱり町民の方々からは、やはり国保は高いと何度も言われるわけですけれども、そういう点で、とりあえず5年間下げるといいと思うのですよ。それで、今の国のほうもいろいろ、そんなことが許されるのかと、公文書も改ざんして隠すという状況の中で、市町村、それから知事会でも1億の財政投入を求めているわけですから、政権も仮に野党政権か何かになったら、そこも出てくるのだらうと思うのですよ。それは選挙はもう2年以内にあるわけですけれども、それは5年より短いスパンですね。やっぱりそういったことを考えると、ずっと先の5年まで値上げしないで頑張ろうということもあるかもしれないけれども、まずは下げて、あとはそういった国の状況とか、そういったところも見てやっぱりいくことが大事。何よりも被保険者、国保世帯、国保の方々には心を寄せて、そこが足りないのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

確かに被保険者の意見等も聞きながら国保運営をしていくのが当然のことだと思いますので、その被保険者の声を聞きながら、今後、国保税の体制につきましては引き続き検討させていただ



きたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

それですね、実は先月、一関市のちょっと保健センターで、子育て支援の関係でちょっと私も調査に参加した経過がありまして、その中のちょっと資料との関係なのです。いわゆる子供の、以前にも取り上げた、収入がない、それでも税金はかかるわけですね。宮古では完全減免。とらなくてはいけない制度ですという答弁も前ありましたけれども、減免という仕組みを作りながら宮古でもいろいろ今回もやっている。

それで、その関係なのですけれども、一関で父子母子世帯というのが1,113件あるということです。随分あるものだとびっくりしたわけなのですけれども、多分旧東山町で41父子母子、それから扶養者という3つの項目で、こういうのがあるのですけれども、平泉と同規模の旧一関市内の町が、東山町では41家族あるということなのですけれども、こういった父子母子世帯にかかわる調査というのは平泉ではしていますか。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

調査につきましては実施しておりません。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

それで、やっぱりそういった世帯、当然、当然といいますが、母子世帯が圧倒的に多いわけですよ。やっぱりそうすると収入が少ない。収入が少ないというのは正規、例えば職業、パート、契約社員、派遣というので、正規で48%、パート、アルバイト、契約社員、嘱託、派遣、この辺を合わせると46.3%ということで同じくらい。結局収入が少ないのですね。それで、ではもう病院、医療費の話为国保の話したわけなのですけれども、結局経済的な理由で行かなかったというところがいっぱいあるのですね。確かに医療費は、当町もそうですけれども、今は高校まで無料。ただ、窓口は今、小学生卒業までになりまして、多分来年8月には中学生まで、滝沢市も中学校までにしましたので、これは確実。知事も言っていました。ということであっても、やっぱり一回窓口払わなくちゃいけないということが大変で、経済的理由で行かなかったっていっぱいいるのですよ、そういう世帯が。だからそういったことを考えると、国保税の当然引き下げということとあわせて、この子供の世帯にかけるという点では、宮古のような減免ということも、少なくともとは言わないけれども、あるいは選択肢の中では全部下げなくてもそういったところはとりあえず手をつけて、減免しようではないかということも考えださると思うのですがいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

恐らく均等割の減免というお話かと思いますが、当面平泉町としましては均等割の減免につきましては考えておりませんが、ただ、全国県知事会のほうにおきましては、国のほうにそういった、子供の均等割の引き下げを要望しておりますので、そちらのほうの動向を見ながら、平泉町のほうでは引き下げについては考えておりませんが、動向を見ていきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれ予算編成の時期です。千葉課長に何度かこの話をしてきましたが、千葉課長が下げますとは言えないだろうと思うのですよ。そこで、町長もずっとこの間の私の質問も、7回ですか、国保については、質問してきましたので、お聞きいただいていると思うのですが、やはり今、基金の話もしました。結局ここは町長の決断も必要だろうし、そういう点でぜひとも、検討という言葉ですよね、いただきました。この検討を本当に検討しているのかどうかということも私は問われているのかなと思うわけですが、ぜひとも町長ももっと前向きな答弁をいただきたいと思うのですが、町長の考えを伺います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

この国保については、やっぱり当町においても基金保有高が多くて、再三被保険者であったり議会でもいろいろ議論をいただいた時期があります。そういった中で、下げをやった時期があります。と同時に、その後医療費が、やはり従来るときよりも医療費が上がって、そしていずれその保有高が全くゼロになってしまっていて、そして来年度の予算もちょっと、ちょっと表現が適当な表現になるかわかりませんが、やはり来年度予算、予算の中で食い尽くしたというか、そうした充てた時期があります。そういった経験を実は当町は持っております。

そういった意味では、その医療費の動向も本当に毎年毎年変わってきます。ある意味では、今、いろんな百歳体操も含めながら、健康な老人であり、健康な町民が、そういった意味では町全体で医療費がある意味では安定している部分はあると思います。しかし、いつ何どき、今さまざまな生活習慣病等も含めながら、さまざまな状況を抱えているのも現実だというふうに思っております。

先ほどの議論の中で、あるときは下げのあれだからもう少し検討させていただきたい、あるとき、今度は県の上のあれだからもう少し検討させていただきたいというような議論ありました。といったように、国もなのですが、前段は当町が主体となってやっていた時代の話であります。そして今、今度県が国保を県が保管しているわけですが、まさにそういった意味では、はっきりしないというのが、大変町としては不安視している部分があります。ですから、以前も検討と言わせていただいたのは、その状況その状況がやっぱり変わってきているわけですから、ですから検討をさせていただきたいというふうにご答弁をさせていただいて、そして検討をさせていただ

いている状況であります。今回も当然、検討をさせていただく、その段階であります。下げないというお話をしているわけではなくて、その状況が、一番やっぱり質問されている三枚山議員が、一番内容については大変熟知していると、以前からですね、質問を受ける立場でもきちっとご理解をしてでの質問なのだということをも十分把握しているつもりであります。そういった意味では、さらにですね、そういった状況をきちっと踏まえながら、現在主張されている下げについては、さらに検討をさせていただくということになりますので、三枚山議員におかれましても、そういった部分も考慮されながら今後検討していただきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

給付費だけでいうと2016年、平成でいうと28年が5億2,800、平成29年が5億3,000、そして平成30年度、終わった決算のところでは4億8,400と下がったわけですね。だから、確かに平成でいうと29年から比べると1割くらい減っているということで、上がり下がりもある。こないだ、こないだというか健診で健康ポイント、私もティッシュボックスおかげさまでもらいましたけれども、こういう努力をされていて、やっぱりそれは十分承知しています。やっぱり健康管理、病院も少ないということももしかしたら医療費がかからないとあるのかもしれませんが、ただ、県内でも医療費も抑えている。そういったところも重ねて、町民の努力にも応えていただくという点でこの国保、2万と言っていましたけれども、1万でもいいわけです。引き続き検討を求めて次の質問に移りたいと思います。

ごみの減量とリサイクルについてであります。

それで、私も一昨年12月に取り上げ、そして去年の9月にも質問したところですが、それで、読み返しまして、うーんと。率直に言えば同じ答弁だなと思います。まあ2年間何をやってきたのかなと私自身の問いかけも含めてですよ、ちょっと不思議にも思います。

そこでですね、計画をつくるのが大事だというような認識は2年前にもたしか言いました。そのときは、つくる必要があるのならばつくるという課長答弁でした。去年の9月、新しい課長にかわって、もうちょっと前向きの答弁ということなのですからけれども、であればいつまでにつくるのかとこの計画を、現状の計画をですが、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

ごみの減量化計画につきましては、以前にも検討させていただきますという話をさせていただきましたが、それではいつまでつくるのかというお話でございますが、まだその辺までは話を進めておりませんので、いつまで作成するかということにつきましては、答弁はできかねますが、いずれ作成については検討させていただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

前段質問した同僚議員の答弁にもありましたけれども、私ももう任期終わるわけですから、国保だって何回もやればいいというものでもなくて、それなりに考えてもやってきたし、4年の任期終わる総括的な立場からも取り上げたし、このごみも同じです。

それで、やっぱりずっと同じ答弁で、本当に検討してきたのかなということが問われると思うのですよ。そうですね、年度終わりますけれども、忙しい予算編成とか忙しい時期なのですが、年度中にはできませんかね。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

年度中というのは令和元年かと思いますが、令和元年度中につきましては、期間もあと3カ月、4カ月しかございませんので、それに向けての取り組みにつきましてはできますけれども、年度中には策定はできないと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

なかなかやっぱり担当課も、町民福祉課も、人は多いのでしょうかけれども、いろいろどこでもといえどどこでもなのでしょうけれども、任務が重なってなかなか大変なのだろうなということはお聞きもしました。今やっている仕事のほかに当然新たな仕事になるわけですね。それはそれで別な話となるのですけれども、そうであれば、とりあえずいつつくるかと置いておきまして、ではどのくらいの目標にするかという点ですよ。どのくらいの目標、減量目標ですね、ごみの。ということが大事だと思うのですよ。期日とともに。

それですね、2年前もそうでしたそれこそ。減ってないですよ。広域行政組合は目標ある。それで町は持たないのかという質問を2年前にやった。それで、これは30ページ、このことしの3月に改定になりまして、一般廃棄物処理基本計画です。大体ここに準じてと、広域行政のやつに準じて減量していくという話ありました。

この平泉町の評価というのがあるのですよ、30ページに。平泉町のごみ処理システムのうち、1人1日当たりのごみ総量は、県内市町村と比較して平均よりややすぐれており、人口1人当たり年間処理経費は平均だと。対して、廃棄物から資源回収率、最終処分減量に要する費用は平均よりやや劣っております。廃棄物のうち最終処分される割合は平均よりかなり劣っているというのが評価。

評価はこうなのですが、私が注目したのは、ごみの減量と言いましたので、このごみの人口1人当たりの総排出量が、この広域、一関と平泉、もちろんそうなのですが、一関と比べて多いのですよ。平泉。そういうのが表裏、一関、裏が平泉というこれ資料になっているのですけれども、結局人口減、いわば自然減といいますか、人口が減ったのでごみが減ったということで、

努力の結果というのは出てないのではないかというふうに思うのですが、この辺はどうでしょうか、認識は。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今までごみの減量化につきましては、広報での周知とか、あとは各行政区から要請があれば出し方、リサイクルの関係の講演会とか、等々行ってまいりましたが、なかなか減量化についての意識が町民の方に通じていなかったのかなということを感じておりますので、その辺がやっぱり減量化につながらない要因なのかなと感じております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

では今後目標をどう持つかということの関係で、50ページです。これは広域行政ですけれども、先ほど来言っているように、これで平泉町の目標、平成29年、2017年ですけれども、それが確定値、実際の数。それを基準にして2023年、平成35年、そして2028年、10年間の計画を持っているのです、広域行政は。これは今どのぐらいの目標になっていますか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

1人当たりのごみの単位でいきますと、平成29年が771.3、平成35年とありますけれども、平成35年でいきますと702.9、平成40年でいきますと694.1ということで目標を設定しております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

目標、以前はこの町の計画には、実はごみの減量、書いてある。その辺が、これまで今も町としての減量目標はないけれども、大体そこに広域行政と町の基本計画のところに沿った形でかなという答弁が以前あったのです。

この広域行政の目標というのは、今燃やすごみとかほかの資源ごみ関係も含めて、771トンというのですけれども、この中で燃やすごみというのは平成29年の実績が1,851トンです。そして10年後、平成と今言わないのですね、いずれ2028年です10年後。ということで、これが1,417トンに減らそうという目標です。これはね、23.5%、24%ぐらい減らすという目標なのですよこれ、10年間で。大きいなというような、ちょっとふっとさすがに思うのですけれども、実は人口が15%ぐらい、16%ぐらい減るといのがもともと前提なのです。だから、結局人口減の自然減にコンマ5、1.5%、1.5倍ぐらいちょっと減らすかなという程度で、およそ目標などと言えるものでなくて、自然に減っていくという程度の目標なのですよ本当に。よくもこんな考えたなと実は思ったのですけれども。

ということでね、やっぱりこのところに目標を置いては全くだめだと。24%と言いましたけれども、10年間ですから、年1%ずつ下げたくらいなのですよ。ほとんど目標に相当しないというやつだなあって。しかし本当にこんなことでごみ減らせるのかなと思ったわけですよ。

ということで、つまりこういう目標ではなくて、10年というのは焼却場もその中には、予定では新しい焼却施設ができる、その間に可能性あるということなのですけどね。どうなのでしょう。まさかここに置こうという考えは持っているのですかいらないのですか。もっと積極的な50%減らすとか、そういう目標を持つという考えはありますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

この目標につきましては、広域行政組合のほうで策定したときに、平泉町側の設定ということですが、この数値にこだわらず、減量計画の策定も含めまして、それに基づきまして、減量に向けた取り組みをやっぱり進めていかななくてはいけませんので、この目標を超えるような計画を立てまして、今後進めてまいりたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

年内になかなか計画を持つことはなかなか大変だということでもありますから、いずれ新年度の予算の中に、では目標を持つ場合に予算的にどういうふうに保証するかということはあると思うのですけれども、この2年間と同じような答弁、そういう取り組みではなくて、やはり2020年度、令和2年度ですか、そこには必ず計画を持つと、そしてより積極的な減量を持つということを位置づけていただきたいし。

そのときに大事なものは、先ほどもいろいろ啓蒙の話出ました。この間の答弁はね、学校の回収でいっぱい回収になった、リサイクルについてはとかね、ずっと同じ答弁なのですよ。だから、2年間何やってきたのかということだと私思うわけです。この先また来年も聞く、来年はわかりません3月までで、その先は私もわかりません。この場に来れるかどうかもわからないので、なのですが、いずれこの点は引き続き私は質問というか、取り組んでいきたいと思しますので、いずれそういった立場でやっていくと。

それで大事なものは、目標つくる、積極的な減量計画ですね。計画をつくる。具体的な行動なのです。従来の答弁の範囲で公民館要請があれば出かけて行って説明しますよなどということでは進まないのです。この間進んでこなかったのですから。私2年て言いましたけれども、それ以前から減ってないのですよ。ですので、その一つが、具体的な行動という点で、やっぱり先進地に学ぶことなのです。

これは町長に前に予定ないと言われましたが、いわば私、志布志市、鹿児島、それからその隣の大崎町、そこの軽減の話もしました。四国の何とかという町もありましたよね。そういう点で、横浜も四、五百万の人口で焼却場3つとめたという話もしました。そういう点で、改めてこの具

体的な行動の前提として、この先進地に学ぶという点で、この辺はどうでしょうか。予算要求も伴ってくるわけですよ。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

当然先進地のさまざまな例題は、私も広域行政組合の副管理者である以上は、全てとは言いませんが、いろいろ熟知している部分もあります。しかし総体のごみを、今燃えるごみが84%、先ほどの答弁でもお話ししましたが、トータルのさまざまな消費活動だったり行動だったりいろんなことで、ごみの量というのは、私はある程度はやっぱり出てくるものだというふうに思っております。しかしそれを最大限分別することによって、例えば通常燃やす紙もしっかり分別することによって、つまりリサイクルすることによってごみの減量化を図るというのをさらに徹底するというのが、今求められる部分だというふうに思っております。人口減だからそれに合わせてやったとかというような、先ほどのご質問の中にありましたが、決してそういうことでやっている減ではありませんし、減は、やはり町民皆さんの、広域行政組合でいえばここ一関、平泉、両市町の住民の皆さんのご協力がなければ、目標を、先ほどの質問の中にも50%にするとか、いろいろお話もいただきましたが、その中にはやはりそうした根拠をきちっと定めながらやっていかないと、住民にもなかなか徹底されていかないというふうに思っております。

前とその後、全然内容が変わってないのではないかというようなご質問でもありましたが、しかしそのことを、先ほど答弁もさせていただきましたが、分別をきちっとやることによってさらにごみの減量化は具体的に図られるものだというふうに私は思っております。そういった部分もさらに、各地域にご協力をいただくよう、町としても一生懸命奮闘してまいりたいと思いますので、三枚山議員のさらなるご支援等もよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

以前町長に、やっぱり容易ではないというような話も言われて、私、一昨年でしたか、昨年でしたか、シンポジウムの話をしました。私ども共産党で開いたのですが、ごみが減ったという話を言ったのですが、私もね、その後また増えてくるわけですよ、だんだん緩んできて。これだめだということで、また意を決しまして。いわゆる分別は分別で燃やせないものはリサイクルしていくのですね。焼却場との関係もあるのですけれども、いわゆる7、8割というのは燃やすごみで、結局ぬれているから火力弱まる、効率悪い、その量も増えるということなのです。だから、そういう点では燃やすごみ、野菜とかそういうのをちゃんと分別して、そういうのは出さないというような。ただ、私もコンポストというのですか、入れるからいいのですよ。ただ、これから冬は腐らないですね。寒いから。これが町場の人たちはそういう場所もない方がいる。というと、やっぱりそういった集積所なんかも必要なだろうと思うのです。だから本当に町長も安易に、答弁いただいたように、簡単ではないと思う。だからこそ行政のほうでしっかりとちゃんと啓蒙

というか、呼ばれたら行くという程度でなくて、もちろん私も、一関広域行政だったらちゃんとそういう先進地視察もしているようですし、市議会も広域行政でなくても、会派なんかでも大分行っているようです。そういったところには、ですから、行けばなおいと思うのですけれども、ネット上でもいろいろ、私も残念ながらそれしかできないので調べた結果で質問しているわけです。それでも学ぶことはできるわけですから、そういう点では積極的に取り組んでいただきたいということです。

それで、なぜ急ぐ必要があるかという問題です。

COP25というのが2日からスペインのマドリードで始まりました。13日までだそうでありま。グレタ・トゥンベリさんがマドリードに、この方もう着いたはず。スウェーデンの16歳の高校生ですね。ヨットで、飛行機は温暖化になると、ヨットで先月の13日にバージニア、前の国連の会議会場のところからようやくきのうあたり着いたのですか、隣のポルトガルに。そういう方が、やはり高校も行かないで、本当は自分は高校に行くべきなのに何でここにいるかという話を国連に言ったわけです。今この地球温暖化、産業革命以降を基準に、気温2度上げるのか、上げさせるのか、それとも1.5度に抑えるのかというのが、パリかどこかでの協定の到達点です。それで、例えば農産物でいえば、1.5度以下に抑えるとそれでも150万トン漁獲量減ると。2度超えちゃうと300万トン減る。サンゴ礁は1.5度に抑えれば、7割から9割、それでも減る。2度になっちゃうともう99%なくなる。重大だということがトゥンベリさんが言っている、なぜ今かということなのですよ。実はその辺も国連のあの記者会見聞いて、私も意を決したわけですが、やっぱりあなた方を絶対に許さないと、もし裏切ったらと彼女が言ったわけですよ。やっぱりそういう立場が重要だと思うので、重ねてお願いをしたい。

そして、マイタイムラインについて言えば、やるということでしたが、去年ですか、開いた、北上川流域で初めてのという何かスローガンあったと思う。いずれこの間の19号でも、個人で、タイムラインは持っていなくても避難、一関に避難した方もあります。これは尋常ではない、裏は山だと、そういう点では、やはりこのタイムラインを持つこと、そのために……

議長（佐藤孝悟君）

三枚山議員。

4 番（三枚山光裕君）

力を尽くすのが大事だということを訴えて質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで三枚山議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時04分

---

議長（佐藤孝悟君）



それでは、再開をいたします。

皆さんに申し上げますけれども、質問は簡潔明瞭に、そして1時間以内でおさめるようにお願いいたします。

それでは、通告3番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

3番、阿部圭二議員。

### 3 番（阿部圭二君）

それでは、通告に従って質問させていただきます。

質問事項は3点です。

まず1点目、住宅リフォーム事業にかわる住宅、店舗リノベーション事業の新設について。

一昨年12月会議で、住宅リフォーム事業にかわる住宅、店舗リノベーション事業の新設に係る請願が採択されました。来年度に新設されるとの認識でいいのか伺います。

2点目です。防災マップについて。

1点目、坂下地区の町道坂下線は防災マップでは浸水地域となってはいません。ところが台風19号の際には浸水した。防災マップの見直しが必要ではないのか伺います。

2点目、また、今回浸水した場所の浸水時の排水の手順、手だてはどのようなになっているのか伺います。

質問事項の3番目です、平泉町きれいなまちづくり条例の見直しについて。

町内の町道、県道等の路肩にいわゆるポイ捨てによる空き缶やペットボトル、ごみなどが少なからず見かけられます。ポイ捨ての禁止については平泉町きれいなまちづくり条例によって決められているが、空き缶やペットボトルが草刈りの際にはとても危険である。新たな対策やひどい地域を指定して特別の対策が必要ではないか伺います。また、平泉町きれいなまちづくり条例の周知や見直しが必要ではないか伺います。

この3点です。お願いします。

### 議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

### 町 長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番の住宅リフォーム事業にかわる住宅、店舗リノベーション事業の新設についての質問にお答えをいたします。

当町では生活再建住宅支援事業を岩手県で事業実施期間を延長したことから、令和2年度まで実施する予定であります。この事業は東日本大震災関連事業として実施されているもので、当町では平成24年度から実施しており、これまでの事業実績は、交付件数186件、総額約7,600万円を交付しており、今年度申請は9件と減少しております。

新たな事業につきましては、政策的な内容を組み入れた助成制度として、最少の費用で最大の効果をもたらすものとするため、大工組合との情報交換や寄せられた要望等をもとに、生活再建住宅支援事業が完了後、また必要に応じた適正な時期に施行できるよう、必要性も含め検討して

まいります。

次に、2番の防災マップについてのご質問であります。

坂下地区の町道坂下線は防災マップでは浸水地域となっていない、ところが台風19号の際には浸水した。防災マップの見直しが必要ではないかの問いにご答弁を申し上げます。

現在の防災マップにつきましては、平成29年度に作成したもので、表示されている浸水想定区域の内容につきましては、平成28年6月に国土交通省から公表された北上川の最大規模降雨と河道の整備状況を勘案して、氾濫した場所の状況をシミュレーションにより予想された区域を表示したものであり、支川の氾濫や内水による浸水などは考慮されていない内容となっております。

防災マップにつきましては、防災マップを作成してからの経過年数や新たな浸水想定区域の公表状況などを加味しながら、新しい防災マップの見直し、作成しているところであり、支川の氾濫や内水による浸水想定区域の表示につきましては、過去の豪雨の状況などを勘案し、検討を重ねていく必要があると認識しております。

まずは、豪雨の際には河川に近づかない、自主防災会などを中心に地域ごとに浸水の可能性のある場所を把握し、地域住民内で共有するなど、災害に対する意識の醸成に努めてまいります。

次に、今回浸水した場所の浸水時の排水の手順、手だてはどのようになっているのか伺うのご質問にお答えをいたします。

今回浸水した場所につきましては、鈴沢川のように排水ポンプといった設備が整備されている場所ではありませんでしたので、本流の水位低下とともに自然流下により側溝から排水がされたものとなっております。そのときの状況にもよりますが、大規模な浸水が見込まれる場合には、国土交通省に排水ポンプ車を要請するなど、関係機関と連絡を密にしながら対応を図ってまいります。

次に、3番の平泉町きれいなまちづくり条例の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

平泉町きれいなまちづくり条例につきましては、町民と事業者及び町が一体となって、廃棄物の発生の抑制、再生利用等により廃棄物の減量と適正処理を図り、また、吸い殻等及び空き缶等のポイ捨て等を防止することにより、地域の環境美化の向上を促進し、清潔で美しいまちをつくることを目的とすると制定されております。

空き缶やペットボトルのポイ捨てにつきましては、条例の規定により禁止されておりますので、改めて地域の指定については考えておりません。ポイ捨て等の不法投棄の対策につきましては、広報等での周知や不法投棄禁止の看板の設置により、不法投棄の抑制に努めてまいります。

次に、平泉町きれいなまちづくり条例の周知や見直しが必要ではないかにお答えをいたします。

平泉町きれいなまちづくり条例につきましては、平成20年7月に制定されてから11年が経過したことから、町民等の皆様も記憶が薄れかけていると推測されますことから、改めて廃棄物の減量及び適正処理、清潔の保持について町の方針を示すために、広報や町のホームページに掲載するなどして周知を図ってまいります。

なお、条例の見直しにつきましては、見直しをする要件が見当たらないことから、考えておりません。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

それでは、順番に従って再質問させていただきます。

まず確認としてなのですが、住宅リフォーム事業の部分なのですが、生活再建住宅支援事業が町内の誰もが利用できるものか、そういう誰もが利用できるものなのかお聞きいたします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

現在住宅の助成制度で行っております生活再建住宅支援事業の対象者は、これは先ほど町長述べましたように、東日本大震災関連事業でありまして、被災の事実があれば、罹災証明がある方が利用できるという制度でして、これも令和2年までということになっているものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

町民誰もが利用できるわけではないと。普通の住宅リフォーム事業とはまた違うものだという認識になると思います。

生活再建住宅支援事業は、ことしの申請件数9件ということで減少しております。これはある程度東日本大震災関連事業が落ちついたということをおっしゃっていると思うのです。もちろん県の事業なので、町でやめるとか中止するというわけにはいかないわけですが、以前行われた住宅リフォーム事業ですけれども、その実績をお答えいただきたい。あわせて、やめたときの申請件数は何件だったのかお答えいただきたい。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

住宅リフォーム事業につきましては、平成21年から27年まで、236件ほどあります。平均すれば年34件ほどでございました。最終年度の平成27年度は24件、その前年度が41件ということで、最終年度は落ち込んできているという状況にありました。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

今聞いたとおりなのでありますけれども、かなりの件数が残っていた、24件もあった。それにもかかわらずリフォーム事業をやめたということになるのですけれども、ちなみにその次の年の申請件数は10件ほどあったのですが、それでもかなりの数あったということは、多分今この生活再建住宅支援事業の数を見てもわかるのではないかと思います。

それでは、それに付随しての住宅リフォーム事業、前に平泉やっていた住宅リフォーム事業の事業費と補助金額、わかりましたらお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

以前行っておりました住宅リフォーム事業の補助金でございます。こちらは対象工事費の20%補助で上限が20万ということでございまして、まず補助金額が平成21年から27年まで4,147万7,000円交付しております。そのうち国からの補助が1,842万7,900円ほどいただいております。

申請に関する事業費に関しましては、ちょっと最終年度が落ちておりますけれども、平成27年除きでも、対象工事費といたしまして3億7,292万1,892円、これに平成27年度分の24件分がプラスになりますけれども、今手元にある資料ではこれぐらいの額になるということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

このように、費用対効果という部分では9倍から10倍ぐらいの費用対効果があると、そういうことがわかると思います。

確かに今、県で行われている生活再建住宅支援事業はとても重要な支援事業なので、引き続きやってもらいたいと思いますし、できるだけ震災に遭った方のためにはやっていただきたいと思うのであります。しかし、それとはまた別の住宅リフォーム事業が必要だということは、この数字からも多分あらわれるのではないかと思います。

それでなのですが、住宅改築は町民に大いに喜ばれる施策だったと、これは議会報告から参照したのですが、以前平成29年の6月会議だったと思いますが、そのときにこれは言われている話なのですが、その上で、循環型経済の、大いに波及効果が役立ったということになっております。そしてこれは、平成29年6月会議で住宅リフォーム事業は町民の居住環境の充実及び町民の商工業の振興、これは住宅リフォーム事業を行うに当たっての、このために行うということでは言われていたものなのですが、商工業の振興を図ることが目的であると言われております。これは以前の住宅リフォーム事業がそのとおり行われたということもあらわしていると思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

店舗リフォームの件ということでございますか。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

以前の住宅リフォームの目的は、町民の居住環境の充実及び町民の商工業の振興を図ることを

目的としてつくられた、これは平成29年6月会議でも述べられている話なので、そのとおりだと思いますけれども、そのものが、住宅リフォームそのものがそれに合致していると思うのですけれども、どうお考えですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

従前の住宅リフォーム事業の目的は議員おっしゃるとおり、町民の居住空間の充実及び町内商工業の振興を図る、居住空間というのはそのリフォームされた家屋の所有者の居住空間ということでございますし、町内商工業の振興ということは、補助金の半分は商品券で交付しているというようなことがございましたので、その商品券を使って商工業の振興を図ったということが目的となって実施されておった事業でございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

それでは、最近、平成29年、平成30年12月会議で質問しているのですけれども、最近はずっと生活再建住宅支援事業があるがためにというか、あるので住宅リフォーム事業はできないと、それはまだ考えていないと言いつつ言ってきたわけなのですけれども、最初に住宅リフォーム事業の質問したときは平成29年6月なのですが、そのときに話されていた内容として、住宅再建事業が終了するに当たって、新たな枠組みづくりで、世界遺産平泉に即したリフォーム事業は少子高齢化対策、景観の向上など町の施策に基づく住宅改善への助成を検討する、その中で空き家に対する補助のあり方も検討すると、商工業者も含めて経済の活性化につながる施策に対して支援していく、そしてその部分に対して、平成29年12月会議で新たな制度を検討していきたいと言っているのです。それで、かなり前から検討はしていると思うのですが、検討内容というのはどのような形になっているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

住宅のリフォーム、リノベーションにつきましては、そのことによって住環境整備も整いますけれども、それと従前の商工業の振興ということもありますけれども、政策的な内容を組み込んでさらに有効な形にしたいということで、いろいろ検討は進めております。空き家対策関係とか、あとは景観関係とかで、ここではまだ決まったものではないので言えないのですけれども、そういうことでいろいろ手だてをしているのですが、考えてはおる状況ではございます。あとは、個人財産ですね、個人財産の価値がどうしても上がるものですから、そっちの色合いが濃くならないような、政策的なものに重きを置くような形で実施をしていきたいということで、今検討をしているところです。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

以前の質問、これでいくと平成29年6月会議で、個人個人の財産形成だと言っている答弁があるのですけれども、居住環境の充実と個人財産の形成の違いというのはどこにあるのですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

個人財産の形成と居住空間の充実ということでございますけれども、いずれにせよ、リノベーション、リフォームするということは老朽化もしくは目的がグレードアップをするということで、今持っている資産の価値が上がるので、少なからずとも個人資産の形成には当たるということでございます。ただし、住環境という中には、特にとにかく、この場合は住宅のことなのですけれども、住宅を整備する、住環境の整備をするということは住宅を整備するイコール個人財産の向上、形成も裏腹に、そういう性格を持っているということで、これは切り離せるものではないというふうには思っております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

以前の補助金というのは20万だったと思うのですがすけれども、多分20万では財産の形成というふうにはならないのではないかと、私個人的には思うのですが、住宅リフォーム事業の必要性というのはますます増しているのかなと思うのですがすけれども、今消費税が上がって、車業界もかなり苦しく、日産にしてもトヨタにしても4割減とかと言われている中で、平泉町はまだそれほど景気の落ち込みというのはそれほどないにしても、いずれ多分落ちてくると思うのです。景気が落ちてくるから必要だというわけではないのですが、循環型社会をつくっていく点で、どうしてもお金が回っていかないと、多分平泉町もどんどん苦しくなると思うのです。そういう点でも、住宅リフォーム事業というのは必要ではないかと思うのです。

先ほど言いましたけれども、住宅政策は町民にも大いに喜ばれたと、そういう循環型経済の構築に大いに波及効果があったという話もしました。これはとてもいいことなのだと思うのです。

それで、生活再建事業が申請件数が9件となった今この時期に、次の施策をプラスしながら、住宅リフォーム事業をまるまるどんとやれというわけではなく、いろいろな事業を、ここでも書かれていますけれども、いろんな部分に活用できるような、プラスこちらに使えば10万とか、こっちに使えばまた10万というような形の使い方が必要なのではないかと思うのですが、いかが考えますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

検討中というか、検討中の事業につきましては、従前の住宅リフォームそのままという選択肢

もあるかと思うのですけれども、議員がおっしゃるとおり、いろんな効果を生み出すようなことを検討してまいりたいと思いますし、あわせて、補助の額とか割合ですか、これにつきましてもあわせて、前の20万ということにはこだわらず、あわせて検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

ぜひね、やっていただきたいと思うのです。この中でもリフォーム事業で少子高齢化対策になるし、空き家の部分でも使えるでしょうし、景観のよくするという部分の施策にも使えるし、できれば新築の分野や、住宅リフォームもちろん改築する部分もあるのですけれども、何ですか、お様がちょうど部屋が欲しくなったというような部分にも活用できるようにとか、考え方はいろいろあると思うので、ぜひそういう部分を踏まえて、幅広く使えるような住宅リフォーム事業をつくっていただきたいということを話して次の質問に移りたいと思います。

防災マップについてでありますけれども、10月12日、13日の台風で坂下線が一応水浸しになったということを知って、私自身もそのときは見にいけなかったのですが、田んぼの所有者や畑の所有者などと会って話をしたこともあったのですが、その冠水は内水の排水状況が悪かったことが原因であったことがわかったのですが、それは北上川の水位が桜川排水門を閉めるまで上がってきていなかったことで証明されます。当日は閉めていないと国土交通省のほうも回答しております。一関遊水地は平泉も下流の洪水対策で、遊水地と平泉町の関連は流す前から水門を閉められていて、大変な状況になっているのですけれども、大体あの時点でどういう対策をとったのかというのはわかりますか。ちょうど19号の台風のときなのでもうすけれども。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

坂下のJR下でございますが、町道坂下1号線が冠水をしているということで、当町といたしましては、増水に伴いまして通行どめ箇所とか、あとは当日は倒木ですか、枝が落ちてきたりとかいろいろありましたので、坂下1号線につきましては冠水を確認して通行どめをかけたというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

畑の持ち主というか田んぼの持ち主いわくなのですけれども、以前から結構たまる地域ではあったということなのですが、その辺の認識はありますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

雨の降り方にもよるのですけれども、増水、台風、大雨のときにはたびたびそこは冠水しているところ、冠水が見られるところだったので、当日もパトロールして冠水状況を確認したというところがございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

かなりひどい状態だったというのは確かなのですけれども、ちょっとその地域から離れるのですが、水門があちこち閉められていくわけなのですけれども、内水対策が重要になると、国交省もこう言っているのですが、我々は川のほうがメインなので内水対策は市町村に任せているのだと言っております。太田川の内水排水場は岩手県の管轄というけれども、平泉町との連携はどうなっているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

太田川の排水でございますが、太田川と申しますか、太田川に水門があります、今は鈴沢川の下流、あとは矢の尻川のところに樋門がございます、県のほうで管理をしているということでございます。その操作も県のほうで行うということです。あと、鈴沢川に関しましては、内水対策の排水施設が鈴沢川についていまして、こちらは県の施設でございますが、その維持管理等、管理とか運転ですね、こちらは町のほうと管理業務委託を結びまして町で実施しているというような状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

それでは、稼働させる場合の判断基準はどうなっているのかわからないのですけれども、現在の排水能力で、防災マップにある浸水地域想定区域というのは守られるのですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

鈴沢の排水ポンプですけれども、内水対策施設のポンプでございますけれども、その設置は、運転基準と申しますか、設置というのはその泉屋地区ですか、一番低い宅地の高さ、21メートルになるのですけれども、そこが浸水に遭わないために設置しているものがございますので、ハザードマップでいう浸水区域を全てカバーするというような考えはないです。

運転基準は、その一番低い宅地が冠水しないように、排水ピットのラインの高さ19.3に達したとき、もしくは一筋8号線が冠水したときに運転をするということです。それ以前に、現場のほうには予想がされるときにはもう待機して、町がまた委託を業者にかけていまして、そちらの業者に指示をして待機をしていただいているということでございます。



議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

先ほど冠水した坂下1号線等なのですけれども、あちら側のほうはポンプが差せる状態にはなっているのですが、ポンプ車が来て、それは誰が状況を確認してポンプ車を出動するのか。また、誰が運転するのかというのは決まっているのですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まず、ポンプ車を要請する場合がございますけれども、これにつきましては町長が国土交通省のほうにお願いいたしまして、そちらに出動要請をするというようなことがございます。また、そのポンプ車を出動させる際には、まず第一は人命を守るため、家屋等の浸水のおそれ等がある場合については、すぐポンプ車出動の要請が必要になるかと思うのですけれども、いずれ農地等の浸水の場合については、先ほども言いましたとおり、本川の水位が低下するのを待って自然流下で排水を待つというのが一般的な考え方でございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

先ほど桜川のあたりというか、坂下線、坂下1号線のあたりなのですけれども、あの地域は防災マップでは冠水地域には入っていないのです、現在のこの地図上には。ただ、前回の防災マップには冠水地域に入っているのですが、この違いというか、なぜなくなったのかというのわかりますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

先ほど町長の答弁の中でもお話ししましたがけれども、今回の平成29年3月に作成しましたハザードマップにつきましては、本川が下流からずんずん水位上昇してくるわけでございますけれども、それに伴って一部堤防も破堤したという想定のもとに、その破堤した箇所から水が流入してきまして浸水していくということでございます。いずれ坂下地区については、地形的な要因もあろうかと思っておりますけれども、若干他の地区よりも高くなっているというようなことがございますので、今回の国土交通省が実施したシミュレーションの中の浸水想定区域というふうな中からは除外されている区域だったことから、当町につきましてもそのデータを全部参考にさせていただきまして、そのデータのもとに浸水想定区域のハザードマップを作成したというふうな内容でございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

この防災マップを何年おきに一応変えていくのか、それをお答えしていただきたいことと、次回の防災マップ上には坂下1号線の地域が冠水地域というふうな指定になるのかどうなのか、その2点お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

次期防災マップの更新年度というようなことをございますけれども、今現在では具体的な年度は定めてはおりません。いずれ前にもお答えした経緯がございましたけれども、防災マップを策定するに当たり、何らかの財政措置等があるような事業がございましたらば、それらはぜひ活用させていただきたいというふうに思っております。

その際に、今回の坂下地区の浸水した区域を浸水想定区域に入れるのかというようなことをございますけれども、その時点でのそのシミュレーションをする条件によって、そこが確実に浸水するのであるというふうなことが確定した場合には反映させていくというようなことになろうかと思っております。いずれその時点でのシミュレーションの要素によりまして、内容等については対応していきたいというふうに思っております。浸水区域等については対応させていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

防災マップのこの赤色のしるしというか、冠水地域なのですけれども、たしか千年に1回という割合だと思ったのですが、一番ひどい地域というのは、かなり平泉の部分も相当入っているのですけれども、この地図で見て、防災マップとは、確かにここは水につかるのだというふうに思う部分と、水害地域とは何のためにあるのかという部分も表示されているのですけれども、あの表示はただ住民をちょっと怖がらせるためにやっているわけではないと思うのですが、あの時点になる前に逃げなくてはいけないのでしょうかけれども、そういう部分の補足的な説明がとても足りないように思うのですが、その辺についてはどう考えていますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

マップに示しております浸水想定区域につきましては、前にもお話ししましたけれども、2日間で313ミリの雨量が降った場合に、各堤防の亀裂箇所から随時、本川の水位上昇があつて、それから随時浸水していく区域を色ごとにですね、色ごとに、深さですね、浸水ごとに着色して示していると。色が濃くなればそこについては浸水が深くなりますよというようなことでの、それぞれその近くにお住まいの住民の方々等に周知するためのマップであるというようなことをござ

いますので、随時そのマップの内容を見る機会ももしかしてないかもしれませんが、その中で、私たちが自分たちが住んでいる家の周りについては、もしこういうふうな雨量が実際に降った場合についてはそういう危険性があるのものであるということを常に家族それぞれ、家族の中でもそれぞれ随時お話をさせていただいて、何かあったらこれだけの浸水が想定されるのだからということを常に心の中に置いていただきまして、その際にはもちろん気象情報であったり、あらゆるマスコミであったり、そういうところから今の状況の雨量等とかですね、想定される雨量等々の情報も入ってくるわけでございますので、それらも一緒に判断をしながら避難をしていただく。それと加えまして、行政サイドからの避難情報等も発信いたしますので、それらも参考に対応していただくというようなことのための一つの防災周知啓発のためのマップでございますので、それらに活用していただければというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

確かに同僚議員もかなり説明しておった部分だったのですけれども、防災マップ自身もう少し、住民への周知ももちろん必要な部分だし、住民とともに、読み取れる教育というのですか、こういうのは学校とか、そういう生涯学習も含めて、行っていかななくてはいけない部分だと思うのです。地域によっては行政区ごとにやっていくというような場所も出てくるのかもしれないですけども、そういう部分が多分住民にもどんどん知っていかなくてはいけないのかなと思うのです。

国交省で一応言っていたのですが、今回堤防の部分で、国が管理している堤防の部分で約8カ所、河川の部分で大体、170カ所でしたか、かなり決壊しているのです。そういう部分も受けて、余り堤防自体を信用しないでくれと。大体七、八割ぐらいになったら、各自治体の防災会など通じて、もう少し現状を把握してもらうような、学習会のような部分というのが、そういう部分も必要なのだと言っております。そういう部分というのはもっと必要だと思うのですが、もっと計画的にやるべきだと思うのですがどうでしょう。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ご指摘のとおりだと思います。いずれそれぞれ住民個々の、家族によっても、家族単位というよりも家族の中でもその個々の方々がその危険性を十分に熟知していただきながら、自分の命は自分で守るという観点に立って、いずれ安全・安心な方法、方策をそれぞれ考えていながら、万一有事の際の避難等に活用していただければというふうにとっておりますし、それらを周知するための学習会等については、随時これから、各地域を回りながらその説明会をするような形のことを検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）



3 番（阿部圭二君）

平泉町では罰則規定はないようなのですけれども、思い切って罰則規定をつくるというのも手かなと思ったのですが、余りやっているところはないという形で、ないわけではないのですが、空き缶のポイ捨て条例みたいな部分をつくっているのは1,000自治体ぐらいあるのですけれども、どこでもその対策が、一応条例はつくるのですけれども、余りとられていない、この部分で、周知という部分も入ってきているのですけれども、平泉町は世界遺産の町なので、私自身はぜひ自販機とか、そういう部分も制限していく部分なのかなと思うのですけれども、あとそれにあわせて、トレイとかそういう部分、ポイ捨てしてもいいようなトレイとか、そういうのに切りかえていくような、そういう部分も含めた条例をつくっていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

そういったペットボトルの素材を変えたりとか、自動販売機での販売方法とかも、それは確かに、間接的にはポイ捨てされても草刈りのときに危険ではなくなるかと思いますが、そういった取り組みにつきましては、この条例では規定はできませんし、そういったことは業者さんとやっぱりある程度協議をしてやっていかなければできないことだと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

なかなか行政側である程度制限しちゃえば、またそれはそれで問題になるという部分もよくわかります。それでも減らしていかなきゃならない部分だと思うのです。

周知という部分では、そういう部分の活動をしていかなきゃならないという部分なのですが、その周知と、そういう部分も含めてなのですが、小学生とか中学生の子供たちが、年に1回、2回とおじいちゃんおばあちゃんがごみ拾いをしたり缶拾いをしたりしているのですが、それだけでは追いつかない部分もあるので、子供たちがやっているのを見ると、よけい捨てられなくなっていくのかなと思うのです。そういうこともぜひ、お祭りのときでもいいですし、何かのときにちょっとやってもらうという形の啓蒙活動というのですか、そういう部分も考えていかなきゃならないのかと思います。そうでもしないと本当になくなって、毎年1回も2回もやってもこんなにごみが出るのかというぐらいのところもあるらしくて、何とかしてほしいというのが実感だと思うのです。

そういう部分で、啓蒙活動であと小学生とかを使ってとか、中学生とか学生を使ってということはあるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

啓蒙活動で、小学生中学生を使ってというお話でございますが、こういった形で啓蒙活動になるかちょっとわかりませんが、ただ、中学生につきましては、お祭り終了後の翌日、全校参加で観光地を中心にゴミ拾いをしたりしておりますので、それらを平泉町に来ている観光客が見て、ああ、平泉はこういうことをやっているのだから、やはりごみは缶とかは投げないでいこうということをお知らせすることが、やっぱり啓蒙活動の一つでございますので、そういった形で、少しでもポイ捨てを防ぐような形にしていきたいと思っておりますし、あとは啓蒙活動とはまたあれですけれども、やはり地域の方々が率先して、自分たちの地域は自分たちできれいにするという意識を、やはり持ってもらうのが一番の啓蒙活動だと思いますので、その辺はしっかりと行政区にお話をしていきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

予算的な部分があるのかもしれませんが、ぜひね、町内のあちこちというか、見ばえのいい看板が必要なかなと思うのです。ポイ捨てに関する部分の、看板すらもないというのが結構ありますので、ぜひ看板等なり、今何か鳥のマークではないけれども、何かそういうのをつけたら捨てなくなったというようなこともお聞きします。ある程度アイデアを持って、ぜひそういうことをやっていただきたいなと思っております。

以上で終わりです。

議長（佐藤孝悟君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時08分

---

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開をいたします。

通告4番、升沢博子議員、登壇、質問願います。

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

通告4番、升沢博子です。さきに通告しておりました以下の2点について質問いたします。

1 番目でございます。当町の地域防災計画が本年3月に改定整備されました。近年、予測を超えた災害が頻発し、当地域も例外ではなく、災害弱者に対する平時からの対応が求められております。そこで、平成25年の災害救助法の改正から7年を経過し、国が促している避難行動要支援者の名簿作成、平時の名簿利用の同意、個別計画の進捗状況について伺います。

2 番目です。台風19号の接近により、当町でも避難所を開設しましたが、これは県の策定した

避難所マニュアルを準用したものでしょうか。

3、避難所運営に当たり、障害者、認知症のある高齢者などへの対応について、どのような配慮を想定しているのでしょうか。

4、災害情報について、自主防災組織との情報共有について伺います。

大きな2番目でございます。社会福祉協議会運営への支援について。

福祉ニーズの多様化と高齢化により、社会福祉協議会の役割が増大しています。当協議会は建物の賃貸契約終了により、令和2年度中には移転を余儀なくされておりますが、これを機会に、福祉の拠点である社会福祉協議会の重要性を町も見直すべきと考えます。

そこで、1、平成28年の社会福祉法改正により、社会福祉法人は地域における公益的な取り組みを実施する責務が増大しました。また、行政の関与のあり方についても指導監督の義務がうたわれています。現在当町が抱えている住民サービスの足りないところを社会福祉協議会に担わせる取り組みが必要ではないか、伺います。

2、福祉事業を行う上で重要な人材が不足しています。長期的な視点で、町は社会福祉協議会とともに人材育成に取り組むべきではないかと考えますが、その見解を伺います。

以上の点についてよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番の地域防災計画の要配慮者安全確保計画と台風19号の災害対応についてのご質問の（1）になります。平成25年の災害救助法の改正から7年を経過し、国が促している避難行動要支援者の名簿作成、平時の名簿利用の同意、個別計画の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

平泉町避難行動要支援避難支援計画につきましては、平成29年4月に避難行動要支援者名簿を完成させたところですが、その後、名簿更新作業を随時行い、避難行動要支援者名簿に登載になっている対象者に対し、個人の要支援情報について避難支援等関係者に事前提供の同意不同意の確認を行い、未回答者に対しても民生委員の協力をいただきながら調査票の回収を行ったところであります。

直近では、ことし5月時点での名簿更新において、名簿登載の要支援者のうち、転出、死亡などの方を除いて名簿更新を行い、現在、名簿登載者数は250名で、そのうち平常時における避難支援等関係者への情報提供への同意者は137名であります。

今後も関係機関からの情報や地域調査などを踏まえながら、避難行動要支援者名簿への新たな要支援者の登載などの更新作業を行い、その後においては、避難支援等関係者への個人の要支援情報提供の同意等の確認作業を引き続き行いながら、災害発生時の円滑な迅速な避難支援等につないでまいりたいと考えております。

また、個別計画作成につきましては、総務省のこししの6月1日現在の調査において、県内33

市町村のうち当町も含めた16市町村が未作成であり、13市町村が一部作成済みという状況であります。

作成がなかなか進まない要因の一つとしては、支援者を誰にするかなど非常に難しい課題などもありますが、いずれにしても県内市町村の今後の取り組み方法なども注視するとともに、地域関係者に対し個別計画の意義や制度の理解、作成方法などの検討を重ねながら、地域における個別計画の作成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、台風19号の接近により、当町でも避難所を開設しましたが、これは県の策定した避難所マニュアルを準用したのかのご質問にお答えをいたします。

先日の10月12日から13日にかけて、本町に最も接近した台風19号では、役場庁舎に避難所を開設しましたが、その際には県が策定した避難所運営マニュアルを準用したのではなく、地域防災計画に基づきながら、そのときの気象条件等を勘案し開設したところであります。

今回の開設に当たり、あらかじめ台風の接近が予測されていたことなどから、日中に避難所を開設し、防災行政無線で呼びかけを行ったところでありますが、今後の避難所運営に備え、課題等を検証し、万全の体制を図られるよう努めてまいります。

次に、避難所運営に当たり、障害者、認知症のある高齢者などへ対応について、どのような配慮を想定しているのかのご質問にお答えをいたします。

障害者、認知症のある高齢者などへの対応につきましては、関係機関と連携し、避難所における要配慮者の窓口の設置や、保健師による健康相談など、福祉関係職員による支援、応援体制の構築を図ってまいります。

また、大規模災害での想定においては、避難の長期化が懸念されていることから、通常の避難所での生活が困難な人のために、バリアフリーが施されて生活相談員確保が比較的容易な施設での受け入れに向けて、平成29年に町内の社会福祉、医療の3法人と福祉避難所の設置運営に関して協定締結をしていることから、今後も各法人の運営等を踏まえた災害時での障害者や認知症のある高齢者などの要支援者の受け入れ体制に向けて、具体的な話し合いなどを進めながら連携強化を図ってまいります。

次に、災害情報について、自主防災組織との情報共有について伺うのご質問にお答えをいたします。

先日の台風19号の際には、注意喚起や避難所開設等の防災情報を防災行政無線などを通じて周知を行ったところであります。自主防災組織との情報共有につきましては、直接的に行政側から全組織に発信、共有を行ったものではありませんでしたが、自主的に地区公民館に避難所を開設し、数名避難している状況などを報告を受け、共有が図られた情報もございました。

今後の災害に備え、防災体制の充実強化を図る上でも、自主防災組織をはじめとする地域の方々との連携は、近隣同士などが支え助け合う共助の観点からも重要でありますので、さきにお答えいたしました避難所運営などを含め、内容を検証し、改善体制の整備を務めてまいります。

次に、2番の社会福祉協議会運営への支援についてのご質問であります。

当町が抱えている住民サービスの足りないところを社会福祉協議会に担わせる取り組みが必要



ではないか伺うのご質問にお答えをいたします。

社会福祉協議会に対する支援につきましては、社会福祉協議会から毎年度予算要望を受け、予算協議を経て必要な活動補助を行っており、町単独事業のほか、事業内容によっては町が国庫補助申請を行い、間接的に社会福祉協議会へ補助し、社会福祉事業の積極的な活動展開を図っております。

補助金の使途については、社会福祉協議会が高齢者、障害者、子育て支援など多岐にわたる社会福祉事業を推進するための人件費等の経費であり、直接住民の声を聞き相談等にかかわりながら福祉サービスを提供する重要な役割を果たしていただいている状況であります。また、認知症カフェや障害者等移動支援事業等においても、町から事業を委託し、高齢者や障害者などの支援対策の充実に向けて、町、社会福祉協議会が一体となって取り組んでいるところであります。

今後も当町の社会福祉行政の振興に向けて、社会福祉協議会の福祉活動の推進におけるさまざまな取り組みに関して、情報交換や連携を図りながら住民福祉サービスの充実を進めてまいります。

次に、長期的な視点で町は社会福祉協議会とともに人材育成に取り組むべきと考えるがその見解はのご質問にお答えをいたします。

社会福祉協議会の現在の体制は、事務局長を筆頭に6人の事務局職員と7人のホームヘルパーにより、福祉サービスの提供や介護支援等を中心とした事業を展開しており、地域福祉の推進を図ることを目的に運営されているところであります。

少子高齢化が進行し複雑多様化している地域社会において、地域福祉においてもさまざまな課題が浮き彫りになってきている現在、社会福祉にかかわる人材育成は急務であると認識しております。

そこで、今後とも社会福祉協議会と連携し、福祉行政、活動の推進に向けての人材の発掘や育成、養成のための研修などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず最初に、1点目についての再質問でございます。

本年6月の総務省、消防庁の調査によれば、答弁の中にもありましたが、平泉町の名簿登載者は250名、平時より名簿情報公開に同意している方が137名となっております。

現時点でこの名簿情報を持っている機関といたしますか、そこはどこになっておるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

名簿情報を持っている機関でございますが、各行政区の区長様と民生委員様のほうに提供して

おります。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

調査の中では、事前に名簿情報を提供する先として避難支援関係者、警察、消防、行政区長、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織を挙げております。これは調査の中で、その調査の項目がちょっとわかりにくいところもあるのですが、同意を得た情報を提供しているというふうな解釈ではないのか、あるいは名簿情報を提供できるという解釈でいいのか、その辺がちょっと調査のところではわかりにくかったので、そこについてわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

調査というのは恐らく県のほうで取りまとめている調査の調査票のことだと思いますが、この調査のほうにつきましては、この組織が名簿を提供できる組織であるということを明示しているものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

現実にはこういった支援関係者がありますが、平泉の場合は行政区長と民生委員が現在その名簿を持っているということだと思います。

それで、今回、頻発する災害の中で、実際に発災、災害が起こった場合の名簿の管理についても、きちんとした、金庫にしまっておくようにというような、そういった管理をうたわれているようですが、実際に災害が起こった場合に、昨年の広島での水害のときに、そのまま金庫の中にしまわれたままだったと。そういうことも踏まえて、多分消防庁あるいは総務省のところでもう少し運用という形で、役に立つ運用の仕方をするようにということで新たに、これは毎年出ているものですが、名簿情報については、条例を定めてあれば同意を得ていない方についても支援者のほうに名簿情報を提供できるというやり方と、それから、同意をもらった上で関係者に、その範囲も各自治体によってさまざまだと思うのですが、そういった運用をするようにという、そういう進め方を総務省のほうで出しているところだと思います。

それで、実際に、同僚議員からのそういった話もありましたが、県内では花巻市が名簿情報を防災関係者に事前に提供できる条例を制定する予定となりましたという、新聞でも見たところがありますけれども、昨年の私が当町において条例を制定する予定はございませんかと言ったときに、それは考えていないという答弁をいただきましたが、それは現在においてもそのとおりでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

午前中の高橋伸二議員さんのほうにもお答えいたしました。まだ、すみません、重複になりますけれども、避難行動要支援者名簿の平時での事前提出につきましては、条例制定により名簿提供可能となり、災害時の迅速な誘導や平時の見守りにつながることになります。個人情報やプライバシー保護が課題となっております。県内では花巻市において、本人が拒否しない限り情報提供を認めるとした条例を制定しておりますので、花巻市の条例を検証しつつ、県内市町村の動向を見つつ、条例制定につきましては検討してまいりたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

それでは、実際に今回、台風19号の12日の、全国的な、かなり情報が、これからとんでもない台風が来ると、そういう報道の中で、多分住民も不安な夜を過ごしたのではないかとと思われるのですが、その中で、自主防災、後にもちょっと質問しているのですが、私の住んでいる11区なのですが、その中で、自主防災組織の中でLINEをやっております。その中でいろんな情報を流しながら情報を伝え合って、今現在こういう状況だということが流れてきたわけですね。そして、その中で、やはり高齢者の方たちが、当日3時に高齢者あるいはそういった避難に時間のかかる方は避難準備という防災無線が流れた時点で、やはりその人たちを安否の確認といえますか、そういったところにちょっと動いた経緯がございます。その中で、自主防災としてということもありますけれども、区長が持っているそういった情報によって、11区の中で自分がふだんふれあいサロン、その中で担当している高齢者をそれぞれが安否確認を行ったと、そういう経緯がございました。

そのところを、今後自主防災組織がそういった情報を得て、やはり十分ではなかったと思うのです。本当に身近な近辺の自分が担当している高齢者だけであったので、それ以外の、不安に思ってどうしようか、避難したほうがいだろうかと思っている高齢者もいたと思うのですが、そういうときにやはりそういった情報があれば、もっときめ細かい安否確認もできたのではないかなというふうに、それは民生委員とともにということなのですが、そういったときに、同僚議員は自主防災組織は、これは法的に認定されている組織ではないのでという、名簿情報はそれはという意見もございましたが、私自身は、将来的にですね、これを使ってそういった関係者が安否を確認するというような方向も考えていくべきではないかと思うのですが、そこについてはどういうふうにお考えか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

現在、名簿を行政区長さんと民生委員さんにお渡ししておりますが、確かに自主防災につきましては名簿を提供する先ということで想定はしてございます。ということ踏まえまして、行政

区長と民生委員さんに名簿を提供しておりますが、その名簿を活用いたしまして、地域ごとに行政区長及び民生委員さんが中心となりまして、自主防災組織等の支援関係者の方々ですね、その支援者の支援方法などについて話し合いを持っていただき、見守り体制をつくっていただくことが重要なことだと思われまますので、それを先に、本来であれば名簿の前の支援計画をつくらなくてはいけないのですけれども、いろいろな弊害がありましてなかなかできないものですから、まずはそういった話し合いを地域ごとに持ってもらいまして、高齢者とか障害者の方々の見守りについて話し合いを持っていただければなと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

今、課長に言っていただきましたけれども、確かにその要支援者を中心にして支援する人たちがどういうふうに支援していくかということを中心にみんなで協議する、話し合うと、そこがやっぱり一番基礎になるのではないかなと。個別計画が進まないというのは、やっぱりそういうところなのではないかな。逆に行政側が個人の、個別計画をきちんと文書上でつくったにしても、それが機能しなければ全く絵に描いた餅になってしまうと思いますので、確かに名簿情報が行政区長と民生委員、そして地域で実際に日々活動している自主防災の会長、そういったところの人たち、消防団ですかね、あとそういった人たちがやっぱり情報共有しながら、名簿をうまく活用しながらといいますか、そこを運用していく、そういった努力をしていくということがやっぱり大事になってくるのかなというふうに思うのですけれども、やはりそうすると、名簿をどういうふうに取り扱うか、そういった注意も大変重要になってくると思いますので、その辺について課長、もう一言お願いできますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほどもお話ししましたけれども、やはり地域の方々が、区長さん、民生委員さんと、あとはその関係者でそういった情報共有しながら、名簿もうまく活用していただきながら、そういった体制をつくっていかねばなと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

それでは、次に、台風19号に対応した各地区の自主防災組織との情報共有についてということで、地域防災計画の中では、自主防災は自主的に自分たちで活動して、そういった報告を町のほうに上げるという、そういった役目になっていると理解しております。

今回答弁の中にもありましたように、各地域でそういった動きもあったのだと思うのですけれども、現実はどういった、自主的に避難所も開設したという答弁もありましたが、その状況を把握されていると思いますが、そこをお話しいただけますか。何カ所ぐらいそういったところがあ

ったのかということ。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

自主的に避難所を開設した、公民館をお借りして開設した場所については、私が承知している範囲では1行政区でございます。そこにお二人が避難したというふうな情報は得ております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

ありがとうございます。

毎回というか、以前にも申し上げたと思うのですが、自主防災組織自体の連絡会というものを組織をしていると、それで今回のような、災害が起きそうだと、そういったときにどういった形で動いたらいいのかという、そういったマニュアル的なものについては、この地域防災計画の中にも、やっぱり自主防災もそういったマニュアルを策定していくというような項目もございましたので、そういった意味もあって、お互いの自主防災組織が情報共有できるような場を設けるべきではないかということも以前にも申し上げているわけですが、多分年に1度といいますか、総会が開催されてはいるとは思いますが、そういった動きについて、どういうふうにお考えか。よろしく申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

今年度におきましては、年度末になると思っておりますけれども、一度総会を開催いたしまして、今ご指摘あったような内容、特にも今回の19号対応等々の内容等もございますので、それらを踏まえまして、マニュアル作成までは対応できるかどうかはちょっとわかりませんが、具体的なこういう災害が発生した場合にはこういうことを自主防災組織として対応していただきたいというふうな内容のことについては、お話ししておくべきであるというふうに思っておりますし、将来的にはそのマニュアル化をした段階でそれをお配りしてそれを周知していくようなことが必要になってくるかなというふうには思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

ぜひですね、ご答弁いただいたものが実現しますように、頑張ってくださいと思います。

次に移りますが、今回、12日の夜に3時に避難準備情報ですね、防災無線で流れまして、役場のほうに20名ということで避難されたようなのですが、その中で、さきにも聞いておりますけれども、そういった障害で大変な方とか、そういった方はおられなかったのか。それから、もう一つ、避難される際は食料と寝具を持って避難するよという、そういったことであつた

のですけれども、それは適切だったのかということをちょっと伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずはじめの、避難した方の中に障害のある方がいたかというようなことでございますけれども、障害を持っている方は今回は避難者の中にはおりませんでした。

それから、食料についてでございます。基本的に避難する際にあっては、避難する方々が、ある程度の自分たちの食べる分の食料については自分たちで準備しながら避難していただくというのは、これは基本的な考え方でございまして、もちろん行政サイドでも若干の備蓄食料は保存してございます。けれども、それは数少ない限りあるものでございますので、皆さんに行き渡らないところもある可能性がございますので、その際に、実際に本当になくて困っている方々には少しずつお分けするというようなことの対応に使わせていただくものでございますので、基本的にはやっぱりその辺は避難する方々に準備していただいて避難していただくというのが基本になるかと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほど総務課長の、避難所に障害者がいなかったという話でありましたが、補足させていただきますが、避難所には10世帯20人の避難者がおりましたが、1世帯2人のうち1人の方が障害を持たれている方がおりました。その世帯以外の世帯の方は和室で避難していただきましたが、障害を持つ世帯の方の意向がありましたので、その方々は202会議室のほうに避難所を開設して避難していただいたというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

今、総務課長のほうからのお答えで食料は確かにそうだと思うのですけれども、毛布とかの備蓄とかそういうところはなかった、幾らかあったのでしょうか。そこはどうだったのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

日赤のほうで毛布は20から30ありましたし、実際毛布を持参しない方がおりましたので、その方々には毛布を提供させていただいたところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

当日、ひとり暮らしの高齢者の方がやはり避難したいという方がおられて、ちょっとやっぱり

寝具といますか毛布とか、そういうあれがちょっと大変そうだったので、ちょっと今お聞きしたところでした。

次に、実は日報の論壇のほうに、災害避難情報の再検討をという新聞記事が載りましたが、その中で、情報について、避難勧告、県として出したのがもう真夜中という時間だったと思うのですね。平泉町も後での報告で11時という時間帯であったと。その時間帯が非常に風も雨も強い時間帯で、後で報告を受けたところによると、その後にやっぱり不安を持って避難された方があったということで、この新聞記事の中にもありますけれども、その時間が時間なので、首長から出される避難勧告では住民の避難行動に結びつかなかったのではないかと、そして住民に理解されない情報ではそれは情報ではないのではないかと、そういった内容の記事もありましたので、その時間についてどういうふうにお考えか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

台風の接近時刻もそういう遅い時刻というようなこともございまして、雨が降っている中、風が吹いている中、その中で暗い状況の中を避難所に避難する行動そのものが危険であるというふうな形のものも判断したところでもございました。あえて防災行政無線からの周知は夜間についてはしなかったところでもございます。いずれ、メディア等を使った形での発信はしてございましたけれども、防災行政無線は使わなかったというような状況でもございました。

いずれ今後もうこういうことは想定されるわけでもございますけれども、その状況状況によって、逆にその避難行動が危険にさらされるというようなことも考えられますので、今後発生するような災害の状況の判断をした中で、避難勧告等、もちろん勧告をしなければならぬというのはその内容は承知はしてございますけれども、いずれ本来大々的に、すぐにでも自宅から離れて避難所に来てくださいというのは、本当に安全かということも確かめながらの対応にさせていただきたいというふうに思っております。いずれ周知そのものは重要であるというふうに考えてございますので、周知は何らかの方法ではさせていただくということでございますけれども、防災行政無線をその段階で活用するのが最適かというような形での判断はさせていただきながらというようなことでもございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

それでは、1 番目の質問の最後に、2 回について議会のほうに災害の報告をいただきました。最初は10月、そして2 回目が、情報をいただいたところなのですが、私自身がちょっと違和感を持ったのが、避難された20名の方たちの詳細な情報が書かれたものをいただきまして、ちょっとこの取り扱いに違和感を持ったのですが、これについて、内部だけにとどめてくださいというようなあれもなかったのか、ちょっとその辺についてやっぱり注意が必要だったのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

議員の方々にお配りした被害状況の中には、避難した方々の住所、氏名、年齢、性別等まで記載したものでございました。いずれマスコミ等に配付する資料につきましては、それらは個人情報でございますので、これについては除いたもので、男性女性の区別だけのわかるもので全体の人数、避難した人数がわかるような内容の資料は配付させていただきましたけれども、このような詳細な内容につきましては、議員の皆様方にもお渡しした内容というふうなものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

わかりました。私たちもそういったことで個人的なことは話はもちろんしないですけれども、ちょっとそれを見たときに違和感を持ったということでもございました。

次に、大きな2番目でございます。社会福祉協議会の支援についてということでもございますが、社協は民間団体ではありますが、社会福祉法に定められ、行政区分ごとに組織した団体であり、運営資金の多くが行政機関の予算措置によるものであるため、公私協働、半官半民で運営しており、民間と公的機関の両面のメリットを生かした事業を展開しているという定義だと思っております。

現実には、最初の質問でも申し上げたように、その転換点といいますか、そういうことが迫られている時期かと思っております。その原因と申し上げれば、もちろん介護サービスを担っていた事業を手放したということが損失はかなり大きいわけで、財政運営は崩壊に近いのではないかと。毎年の財政赤字としましては、1,000万近い財政赤字が続いていくということは、実際に公開されておりますから町民の方もご存じだと思います。そうなったときに、これはどうなのだというところは、もちろん平泉町は社協とは切り離れた別な組織でございますので、法人運営の責任は当然社協にあるとの認識であると思っております。こういう事態を招いた社協としての責任を本当に問われる事態だというふうに思っております。現実には今、町当局のほうから毎回補助金として1,400万以上の補助をいただき、その中で介護事業は収益も1,500万ぐらいでございます。規模的には4,000万、3,800万ぐらいの財政規模で行っていると、そういうことはもちろん当局もご存じかと思っております。

そのところを、今回申し上げたかったのは、やはり先に向けたこの社会福祉協議会を、一時は福祉センター構想もございました。そして福祉を全てそこでやるような福祉センター構想もあったわけです。そして、今度できる新しい社会教育施設の中にそういった福祉機能はというふうに質問したら、その機能は入れないと、そういう答弁もいただいておりますので、今社協で平泉の福祉の拠点ということになっているのではないかと思いますので、そのところを、今転換点に立って、どういう形で当局は考えているのかなということをお聞きしたくて質問して



いるところでございます。よろしく申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今、社会福祉協議会の財政的な内容について分析をしながら、今お話しいただいたところではありますが、いずれ私も答弁で申し上げましたとおり、社協の果たす役割というのは当然、先ほど答弁で申したとおりであります。そして、新たな制度ができたとしても、従来より社会福祉協議会の位置については、そしてさまざまな運用していただいている部分も、協議会とそして町と、毎年予算時期になると協議もさせていただきながら、そして新たな事業も取り入れながら、入れたり、そして従来のことにもまたさらに強化してやれるような方法も、そういう情報共有もはっきりさせていただきながら、従来進めてまいりましたし、そうさせていただいております。

今後につきましても、そういった情報共有をしっかりとしながら、運営に当たっては町としても、町の福祉施策に対する、そういった政策もありますし、そういった部分でも協議を申し上げながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

社会福祉法の中にも、理事会、評議員会を設けられておりますけれども、その中に、行政職員も役員になれるという、そういった規定もございます。近隣の市町村の中でも、副町長が理事会の副会長、そういったところもあるやに聞いております。やはりそれだけの福祉事業、社会福祉協議会を運営する上でのやはり役員の重要性といたしますか、そういったところも勘案されてのことだと思っておりますけれども、そこのでこ入れといたしますか、そういったところも考えていく必要がないのだろうかということが1点と。

それから、今やっぱり、逆に財政支援では、焼け石に水というような、そういう財政支援が決していいとは思ってはおりませんが、長期的な意味で、収益事業が、近隣の社会福祉協議会でとっているような事業がございますが、その中で、公共交通の関係とか、それから介護保険事業ももちろんなのですが、そういったところで自立できるようなそういった事業を、町当局と情報共有しながら取り入れていくような方法は考えられないのでしょうかということ。それから、もしもこれで平泉町として社会福祉協議会が成り立たないのであれば、本当にその先のことも考えていかなければならない状況になっているのではないのかなというところもあるのですが、それは福祉についてもやはり、福祉の後退を招くことになるのではないかと、そういったことも懸念されるわけなのですが、この件についてお答えいただきたいのですがどうでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今、升沢議員の質問の内容がですね、全て私自身がちょっと熟知していない、聞き取れない部

分もちょっとあったので、若干違っている部分もあるかもしれませんが、1つは法人格を持った組織でありますので、女性の役員をととか、それは内部のことでありまして、私のほうからもっとこうしたらいいのではないかとか、こうなさいとか、そこまでしっかり補完するものではないというふうに思っております。

ただ、平泉の福祉の部分の、町民福祉に応える部分の福祉の部分について、特に町としても進めていかなければならない事業等々も今までもありましたし、そのことを協議しながら、そしてお願いもしてきましたし、事務局体制に対しても支援もさせていただいた経過もあります。しかしながら、さらにこれからどういうことが出てくるのかということについては、ご相談された部分については、全てとは言いませんけれども、町としても検討もする部分もあると思います。しかし、やっぱり法人格として今後運営していくために、そうしたしっかりした、他の団体でありますので、私からどうのこうのと申し上げるのもあれですけども、全て経営もしながらみんな、そして法人格を持ってやっているわけですから、そういった部分についてはご相談できることはご相談もさせていただきながら、さらにやっていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

先ほど、一つの、事業運営のところを共有できるような、そういったところも社協のほうに、ともにできることがあるのではないのでしょうかということをお聞きしたのですが、そこについて、収益事業としての公共交通の関係とか、そういったところも、近隣の町では社会福祉協議会に委託して行っているというような、そういう実例もあるようですので、そういったところも可能なかどうか、そういったことをちょっとお聞きしたかったのですが。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員さんおっしゃるとおり、一関では公共交通の交通弱者の方々に対する対応などを社会福祉協議会に委託しているということでございます。当町としても、社会福祉協議会の体力を見ながらお願いしたいとは思っております。やはり今現在だと、その話は既に事務局長にも一度お話ししたことがございますが、局長さんのほうではちょっと考えたいというようなことでしたが、やはり、ちょっと今現在でまだまだそのレベルにちょっと達していないのかと。その辺を行政が指導していくのかどうかというのはまた別の問題かとは思いますが、ぜひともそういう対話、話をしながら進めていくような信頼関係をつくりながら、ぜひ社会福祉協議会には、町の福祉行政を担うような存在になっていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢議員。

7 番（升沢博子君）

いろいろ答弁いただきました。そういう意味で、今、課長からもいただきましたが、福祉行政

を担える、それだけ信頼できる社会福祉協議会になってもらわないとならないということが一番だと思えます。それは町としての支援も、私も今までずっと支援して、多額の補助金を入れて運営してきたということは重々存じ上げているところですが、やはり基本になるのは信頼関係かと思えます。そこがきちんとできなければ、ともに福祉をやっていく、町とともにやっていくという、そういうものになっていかないのではないかなと思えますので、その根底にある信頼関係をきちんととっていきような社協になっていかなければならないのかなというふうに思っているところです。

以上、私の質問をこれで終わりにいたします。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

---

議長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議はあす6日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時06分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 阿 部 圭 二

同 三 枚 山 光 裕